

熊取町議会委員会会議録

議員全員協議会

令和3年5月26日開催

令和3年6月17日開催

熊 取 町 議 会

目 次

〔議員全員協議会（5月26日）〕

その他報告	1
1. 新型コロナワクチン接種の実施状況について	1
2. 令和3年度熊取町国民健康保険料率について	9

〔議員全員協議会（6月17日）〕

公民館・町民会館整備基本設計（素案）について	13
その他報告	34
1. 指定管理者制度に関する運用指針の改定について	34

議員全員協議会

月 日 令和3年5月26日(水曜)招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員	1	番	田中豊一	2	番	大林隆昭
	3	番	浦川佳浩	4	番	坂上昌史
	5	番	文野慎治	6	番	鱧谷陽子
	7	番	二見裕子	8	番	渡辺豊子
	10	番	田中圭介	11	番	河合弘樹
	12	番	矢野正憲	13	番	江川慶子
	14	番	坂上巳生男			

欠席議員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	総合政策部長	明松大介	総合政策部理事	東野秀毅
	総務部長	林利秀	健康福祉部長	山本雅隆
	健康・いきいき 高齢課長	石川節子	保険年金課長	阪上正順
事務局	議会事務局長	藤原伸彦	書記	瀬野裕三

案 件

1) その他報告

1. 新型コロナワクチン接種の実施状況について
2. 令和3年度熊取町国民健康保険料率について

議長(二見裕子君) 皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜り、ありがとうございます。

本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

(「13時30分」開会)

議長(二見裕子君) 本日は、報告事項のみであります。

発言をされる方は、挙手の上、着座で、マスクはつけたままマイクを使っていただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退出していただいても結構ですので、申し添えます。

それでは、報告を承ります。まず、石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長(石川節子君) それでは、新型コロナワクチン接種の実施状況についてご説明させていただきます。

1つ目、概要についてでございます。

新型コロナワクチン接種については、個別接種重視型として実施計画を策定し、当該実施計画では本格実施から6か月以内の接種完了を目指しておりますが、現状の実施状況を踏まえ、今後、さらに速やかに安心して接種できる体制整備を図ってまいります。

2つ目、接種に向けての体制とその現状についてでございます。

(1) 接種方法については、集団接種、熊取ふれあいセンター及び町民会館ホールを活用した1か所、個別接種は町内13機関と泉佐野泉南医師会内協力医療機関として泉佐野市で35機関をはじめ、計98機関が公表しており、できるだけかかりつけ医で接種することができる体制が広く整っております。

続きまして、(2) 接種券の送付状況でございます。

65歳以上の方を対象に19日に接種券を発送し、4月21日から23日に1万2,827通を配送いたしました。

続きまして、(3) 現時点での町内接種機関での実施状況と実施計画についてでございます。

下記の表につきましては、4月から5月はワクチンのオーダーの状況を実施状況とし、6月以降は現時点との状況から試算しております。接種率を80%で試算いたしますと、高齢者が2回終了する約2万900回は7月上旬には接種でき、16歳以上の2回接種約5万7,300回も10月中旬に接種できる実施体制となっております。ただし、この試算はワクチンが希望どおり潤沢に配荷された場合でございますので、ご了承ください。

続きまして、2ページをご覧ください。

3つ目の今後の実施計画(案)についてご説明させていただきます。

高齢者の接種申込み開始時に殺到した状況を踏まえまして、少しでも緩和できるよう対策を講じてまいります。

まずは、(1) 申込時の混雑緩和への対応についてでございます。

1つ目は、コールセンターの増設でございます。

現在、5席のコールセンターを5月14日の集団接種追加申込開始に合わせて1週間は7席を増設し、対応いたしました。その結果、5月14日は大きな混乱もなく、その日のうち用意した予約枠は埋まっていない状況で、コールセンターへの架電も途絶えた状況となりました。

今後につきましては、コールセンターでの予約申込みに変更を希望する医療機関に対応するため、個別協力医療機関対応のコールセンターを新たに5席分開設し、合わせて10席とするため、6月補正で追加予算を計上しております。

また、高齢者以外の対象者は約2万2,700名でございます。接種券の送付時期、優先接種順位や年齢区分ごとに申込開始日を設定し、申込時の混雑を緩和させていただきます。

次に、(2) ふれあいセンターでの集団接種の回数でございます。

10クール20回分を計画しておりましたが、状況に応じて15クール約30回回数を増やすことができるよう、6月補正で追加予算を計上しております。

次に、(3) 夜間土日祝日接種の町内協力医療機関への協力金についてでございます。

町内協力医療機関の現状ですが、予約受付人数が多い医療機関ほど、それに係る事務量の増加、人件費の負担が大きくなっております。また、64歳以下の方は通勤や通学等で夜間や土日祝日での接種希望が増えることが予想され、住民を対象とした夜間土日祝日接種に協力いただける町内医療機関に対し、週当たりの実施計画数に応じた協力金について6月補正を計上しております。

次に、訂正でございます。ア、委託内容とありますが、協力内容に変更をお願いいたします。

その協力内容でございますが、①から⑤に挙げさせていただいていますように、住民を対象に診療時間外等に接種日を設けること、住民を対象に往診接種を行うこと、疾患等により配慮を有する方がかかりつけ医で接種できない住民の受入れを行う等の条件から、いずれかを選択していただく方に関しまして協力金を支払いさせていただきます。その協力金でございますが、週ごとの接種計画数に応じ、週500件以上なら250万円と設定させていただいております。

次に、(4) 接種を希望するが申込みが困難な高齢者への支援についてでございます。

接種を希望していますが電話やネットでの申込みが難しいと言われる高齢者に対し、申込支援、お手伝いを行わせていただきます。また、その折に接種会場への移動支援の周知も行います。実際、5月14日の集団健診の申込時は、ネットの申込方が分からない高齢者から電話が入り、職員も同じ

ネットを見ながら申込支援を行ったところでございます。

支援内容についてでございますが、申込支援として申込み支援相談窓口を設置いたします。具体的には、民生委員児童委員や地域包括支援センター、ケアマネジャー等からご周知いただき、申込みのあった方を対象に、電話やふれあいセンター事務所に来所いただくか、場合によっては保健指導医が訪問し、個別の対応を行ってまいります。また、緊急事態宣言が解除されましたら申込支援の相談会の開催も別途検討していけたらと考えております。また、周知方法といたしましては、準備が整い次第速やかにホームページにも掲載し、7月号広報にも広く掲載予定でございます。

次に、3ページをご覧ください。

(1) から (4)、先ほど説明させていただきました各種施策を加味した現時点での今後の実施計画を (5) でまとめさせていただいております。

個別休日夜間接種により4,400件、町集団接種の回数増により9,120件と、1,920件の増を見込み、10月上旬頃に接種率80%となる体制整備を図る計画でございます。ただし、10月に全ての希望する対象者が接種を終えることではなく、令和4年2月28日まで接種可能でございますので、体調のよろしいとき、ご都合に合わせて接種していただきたく思っております。

次に、4つ目の接種券送付時期等今後のスケジュールの予定でございます。

このスケジュールは接種券送付のスケジュールであり、申込開始時期については接種券送付時にもお知らせしたいと考えております。

まず、6月上旬に64歳以下の方を対象に、基礎疾患を有する方が事前接種券送付申込みをしていただくための案内のお知らせ及び接種券のこれからの送付時期を示したはがきを約2万4,000通余り発送予定でございます。基礎疾患を有する者に該当し事前接種券送付を希望する方は町や町内協力医療機関へ申込受付を行っていただき、その方へは6月末頃にまずは接種券を送付させていただきます。別途、高齢者施設等の従事者等でコロナ患者への事業を継続して行うということを条件に当てはまる方で事前接種を希望する方につきましても、町内事業所を通じて接種券の送付を行っていきたく思っております。その後、年齢区分に応じて7月上旬頃に60歳から64歳と、順次接種券を送付予定でございます。

最後に、ワクチン接種ではございませんが、5つ目のPCR検査くまとりモデルの拡充についてご説明させていただきます。

本事業につきましては、令和2年12月補正を行い、令和3年度も引き続き実施できるよう100件分の予算を計上させていただきましたが、4月に学生約100名を対象としたクラスター発生時のPCR検査を行うことになりました。予算計上時は1件6,000円で計上しましたが、コロナ禍で学生の経済状況を加味し、検査機関である関西医療大学と改めて話し合いを持ち、4月から1件6,000円から2,000円に委託料を減額させていただくこととなりました。検査費用の自己負担額も併せて減額することとさせていただきます。

自己負担額につきましては、現行、熊取町住民4,000円から1,000円へ減額、町外の住民につきましては6,000円から2,000円に減額、また、新たに高校生以上の学生については500円、中学生以下公立保育所等で町が必要と判断し実施するものについては無料といたします。具体的に申し上げますと、町立保育所等や町が実施主体の事業につきましては、クラスター時対応等については無料とするものでございます。

以上で、新型コロナワクチン接種の実施状況についての説明を終わります。

議長（二見裕子君）ただいま報告がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。田中豊一議員。

1番（田中豊一君）いろいろ取り組んでいただいてありがとうございます。創生くまとりからも要望させていただいた内容も早速実施していただけるということで喜んでおります。

6月補正にというのが何点かありましたですけれども、これの財源内訳、国から支援があるのかどうか教えてください。

議長（二見裕子君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）6月補正で上げさせていただいた事業につきましては、全て接種体制確保事業の補助金の対象というふうになっております。集団接種につきましては1件当たり負担金という形がございますが、これは件数でございますので、今回、そこに一部集団接種を増やした分は当たるんですけども、内容的にはほとんどが接種体制確保事業の補助金のほうで、10分の10を見込んでおります。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）最後のくまとりモデルのPCR検査ですけども、これも料金を下げさせていただいて、需要に対してこれで対応していくということで、これもありがとうございます。

この減額された内容は町も一部、多分負担されると思うんですけども、これはもう単費ですか。

議長（二見裕子君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）この事業は単費に当たっております。あと一部、緊急のコロナの交付金のほうでもし枠がございましたら当たるかもしれませんが、今現在では単費で対応ということになります。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）6月補正で細かいことは多分出てくるんやと思いますけれども、それで我々も聞かせていただきたいと思っておりますので。ありがとうございます。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）今の田中豊一議員とちょっと関連するかと思うんですが、3番の協力医院が土日とか協力内容の説明、アとイとそれぞれあるんですけども、協力医院も時間外で接種していただけるというところの協力していただいた分については協力金を支払うというところ、夜間とか土日とかいうのでそれぞれ補助単価はどうかというのと、往診についても別になるのかというのと、往診は個別におうちのほうに、一応寝たきりとかいうか、そういう方のところに行くという分ですよね。そういうことについての協力金とあるんです。その辺の個別の単価を教えてください。

あと、⑤のところを少し説明していただきたいんですが、疾患があつて配慮を要する方でかかりつけ医で接種ができない住民の受入れを行うというのは、かかりつけ医が町外の方ということですか。町外の方、大阪市内の病院がかかりつけ医であつて、その方についての接種を町内の病院で受け入れてくれたらということなのか、ちょっとすみません、説明していただけたらと思います。

議長（二見裕子君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）まず、協力金の内訳①から⑤を挙げさせていただきまして、これ、①が幾らとか②は幾らという形の積算ではなく、①から⑤にまずは何か協力してください、できたら土日祝日に実施していただきたいと考えております。それを協力してくださる医療機関に対し、週ごとの実施計画、7月から10月を想定しているんですけども、実施計画を出していただいて、その実施が週500件以上を受け入れる医療機関には250万円ということで、件数とあと実施内容を足した形ですので、これだと幾らという形での積算ではございません。

あと、次にご質問いただきました⑤の疾患等により配慮を要する方ですけども、例えば町内にかかりつけ医の方がいらっしゃる方は、そのままその病院で受けていただくということが想定されます。ほかの例えば貝塚市か岸和田市の病院でかかっている方についても、本当ならその病院で受けること、貝塚市で受けていただくこともできます。ただ、中には今、コロナの患者の対応で接種をしていない大きな病院というのが幾つかございますので、その場合、医療的な配慮が必要な方が、ああ僕受けられませんではなく、そういう方も医師に紹介していただいてそういう書類を頂きましたら受け入れてくれるという病院がございましたら、そこに対してこの協力金というのも支払っていききたいというふうを考えております。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 分かりました。以前ちょっとそういった相談も受けたことがあるんですけども、例えば和泉市の病院でかかりつけでかかっておられた方が病院で相談したら、コロナの関係は町内の医療機関で接種してくださいと言われてたんです。でも、その方にとってはやっぱりそこで接種してもらおうほうが安心なのでというところは、その病院で接種していただけると。その協力金はそちらの病院のほうに支払われるということなんですか。

議長（二見裕子君） 石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君） これは、町外の医療機関に支払うということは一切いたしません。町内の医療機関で、ほかのところでその病院が受け入れないと。だけど、町内の医療機関を探したけれどもどこも受け入れてくれないというときにご相談いただいたら、今1か所手を挙げていただいているところが内々でございますので、そういうところに紹介させていただこうというふうに考えているものです。それを手を挙げていただいたところには、この条件には当てはまりませんというふうにしていただいております。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 分かりました。そしたら、それで受け入れて、それも医療機関がそういう方も受け入れますよという計画を書いて回数の中に入れるということですね。分かりました。

もう一つ、後のほうの今後のスケジュールの関係で、年齢別に接種券を配布していただきたいところを私たち熊取公明党としても要望させてもらって、そういう形でやっていただけるんですけども、基礎疾患のある方については町でも把握できないところなので、基礎疾患のある方についてはまずお知らせをするので、そのはがきを頂いた方が自分が基礎疾患があるということであるならば、自己申告でそのことの返事を返すということですね。基礎疾患があるので早くというところのはがきか何か、返信か何かになっているんですか。その期間に申し込むとなっているんですか。すみません。

議長（二見裕子君） 石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君） はがき自体がまだ今作成中ですので、全部日にちまで決まっておりますが、ある一定期間を決めて、一つは、町内の病院や診療所で顔の見える関係で、あなただったらやっぱりこれに当たるねという方等ございましたら、町内の医療機関でも先行の接種券申込みの受付をしていただくこともできますし、あと、熊取町のコールセンターのほうへお電話等していただくことで申し込むこともできます。この二通りで申込受付をさせていただきたいと考えております。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 分かりました。

それともう一つ、16歳から39歳までの方については約1万300人いるんですが、この分についてはまたちょっと人数が多くないですか、一遍に送るのは。この分も年齢を分けることはできないんですか。

議長（二見裕子君） 石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君） 16歳から39歳についても、分けることも想定しておりますが、まずは50代、40代の申込みの状況を確認させていただきたいということと、接種への希望が、すぐに受けたいというのが高齢者ほどの気持ちがあるのかどうかというのが分かりませんので、まずは送らせていただいて、申込自体の時期はそこでちょっと分けようかということも検討しております。そこについては、まず50代、40代の状況を見て配送の分けるかどうかは検討させていただきたいというふうに思っております。今のところは、一遍に送って申込時期をずらすというふうには、そこだけは思っております。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 分かりました。送られてきたらやっぱりすぐに電話して、それで殺到して電話中と

というのがあったというところで、高齢者のときはそうやったもので、だからそれで接種券を送るのをずらしたほうがいいんじゃないかというところの内容に変えていってもらっていると思うんですが、その分、若い方については状況が分からないというところですけども、やっぱり一遍に送ったら同じかなと思います。申込時期を分けるというのであれば、時期を分けたそういった内容もお知らせに入れるということですか。

議長（二見裕子君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）送付の際には、説明のところにそういうことは入れさせていただきたいというふうに考えております。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ワクチン接種についていろいろ工夫していただいているということはよく分かりました。

一番最後にPCR検査くまもりモデルの拡充についてということで説明がございましたが、その折に学生のクラスター発生というふうな説明があったかと思うんです。その辺のところをもう少し詳しくご説明願えますか。

議長（二見裕子君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）町内のどこというのはちょっと避けさせていただきますけれども、学校のほうから申込みがございまして、そこの関係の方が100名ほど申込みで受けていたいというご連絡がございましたので、それに合わせて2回に分けて、2日間に分けて全員にPCR検査をさせていただいたところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）それは学校の職員の方でしょうか。

議長（二見裕子君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）主に同じクラブに所属する、ほとんどが学生でした。一部、指導者というかそういう方も何人かいらっしゃいましたが、ほとんど学生の方です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）その折には、PCR検査の費用は減額した費用で行ったのですか。

議長（二見裕子君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）減額した費用でお支払いいただけるように今、手続を取っているところです。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）もう一点だけ、今回の拡充というのは主には自己負担金の減額なんですけれども、その他、町が必要と判断するものということがございますが、一方で国・府の施策として高齢者施設への社会的検査を実施していますよね。そういったこととの関係で町が主体的にPCR検査を拡充していくとか、そういうことはこの拡充の中には含まれないのでしょうか。

議長（二見裕子君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）この事業はあくまでもクラスター予防である検査でございますので、その条件のところは拡充させていただいておりません。あくまでも、どなたか陽性の方があって、その方と濃厚接触者ではないけれども接した可能性がある、そして不安があるという方に対して行うものという基本路線は変えておりません。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）もともとPCR検査くまもりモデルを設定した折に、大学とかそういう学校関係者等もくまもりモデルの中の対象としては想定していたんですか。

議長（二見裕子君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）内容としては町内事業者等と書かせていただいておりますので、等の中にはそういうことも想定しておりました。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。河合議員。

11番（河合弘樹君）3ページの一番上の図の下の接種率80%の横の高齢者以外3万6,400回とあるんですけれども、その下の4番の16歳以上から64歳までの方が2万4,500人となっているんですが、これはどういう違いなんですか。どうなんでしょうね。

議長（二見裕子君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）まず、対象者数に上の回数は掛ける2回受けないとはいけませんので、掛ける2と考えていただけたらと思います。対象者に接種率約80%として示させていただきますので、その関係で数が、下は接種券を送る対象者数の概算、上は接種率から概算した数ということで上げさせていただいております。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）今言われたのは、2万4,500人の8割として、その2回分ということが3万6,400回と、そう取ったらいいんですか。

議長（二見裕子君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）高齢者自体が約1万3,000人ほどおりますので、あと16歳未満という方も人口から引かせていただいて、その残りの数のうち医療機関の従事者の方を抜いた数でいきますと高齢者以外の数ということになります。ただ、ちょっと細かく言いますと、下の受診券の送付は、医療機関従事者という方も受けるか受けていないか対象はこちらでは分かりませんので、その方も含めて接種券のほうは送らせていただくということで、多少ちょっと数字の違いはあるかというふうに思います。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）2ページの委託内容の「住民を対象に往診接種」と書いてあって、「サ高住等施設への往診は除く」と書いてあるんです。サ高住施設などへの往診はするけれども、そういうお金の対象にはならないということですか。ということは、サ高住とかのそういう施設へも先生方は往診に行っていたらいいということですか。

議長（二見裕子君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）高齢者施設につきましては、実は特養とかにつきましては先に4月に接種が始まりまして、元から担当医がいらっしゃる方はその方へ、いらっしゃらないところには先生をご紹介させていただいて、入所施設についてはもう接種のほうは順次始まっておりますので、サ高住についても同じになります。サ高住の分には往診等は含まず、一軒一軒行かれるというお手間であるとか、そこで15分待たないといけないであるとかいろんなお手間がございますので、その分を考えて、この事業については往診のみを対象とさせていただいております。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）すみません、ちょっと先ほど聞き漏らしたんですが、医療従事者への優先接種ということが言われていました。町内の医療従事者というのは皆さんもう完了していると考えてよろしいのでしょうか。

議長（二見裕子君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）町内の医療従事者につきましては、接種券を送っているのが大阪府のほうになりますので、こちらで具体的な数というのは今のところまだ把握できておりません。医療従事者の範囲自体がとても広くて、接種券が4月末に最後届いた方もいらっしゃいますけれども、まだ全員が接種できているという形ではございません。大阪府のほうも、高齢者のワクチンを市町村でご用意させていただいておりますけれども、今そのワクチンを活用して打っていただいても構わないということが出ましたので、これから順次進んでいくというふうに考えております。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ちょっとよく分からないんですが、医療従事者の場合は医療機関、自分のところで打つわけですか。それとも医療従事者もどこかへ出かけて行って打つんですか。

議長（二見裕子君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）医療従事者分のワクチンについて、5月10日までは大阪府のほうで管理しておりまして、熊取町がお願いしている高齢者が打つ施設とはまた別で、その分の接種できる医療機関というのが幾つか決まっております、そこに医療機関の方々、スタッフが申し込んで受けていただく形を途中まで取っております。

今後、高齢者用のワクチンが各医院にも行きますので、それにちょっと追加していただいた形で医療従事者を打っていただくということは今後可能ということになっていっているところです。主体は大阪府の形ですので、町内の方が幾ら終わっているか、どれぐらいの状況かというのは、今のところ町のほうでは分からない状況です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）現時点では、町内の医療従事者がどれだけワクチンを接種できているかということとは分からないということですね。

議長（二見裕子君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）また支払いの時期になりましたら、医療従事者の受けた町民の方については熊取町のほうに請求がございますので、それを蓄積していけば何件というのは出てくるかと思えます。ただ、町内の医療機関でしたらすぐ来るんですけども、町外の医療機関で打った場合は国保連合会経由で来ますので、その実績というのは2か月後、3か月後になります。直近というのは今のところ分からない状況です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）医療従事者以外に優先接種するとか、そういうことは今のところは考えていないんですか。医療従事者でない高齢者施設の職員とか、あるいは保育所の先生とか、そういうことは特にならぬんですか。

議長（二見裕子君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）高齢者施設の職員については、既に基礎疾患の有する方と同じ優先順位になっておりますので、そのときに受けることができます。それに先行しまして高齢者施設で今接種しているんですけども、もう既に接種券はお渡ししておりますので、ワクチンロス対応として打っていただくことは可能ですというふうな形で対応しています。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）1ページ目の3番の実施状況と計画と書いてあるんですけども、個別でやってはる場合に緊急で病人が来たりとか、そういうので計画どおりに進まないというふうなことも考えられるんじゃないかなと思うんです。その辺で5月の状況で5,760というのはかなりの数で、これだけ打てる計画がきちっとできているのかしらというので思うんですけども、各病院でそういう緊急の人が来て打てなくなって、今日はできないというふうな事例はないんですか。

議長（二見裕子君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）そのような事例については、こちらのほうでは報告は上がっておりません。

今、町内のVRSという接種をした機関でその予診票を読み取っていただいて、町内の高齢者がどれぐらい打っているか、町内だけじゃなくて熊取町民がどれだけ打っているか、それは医療機関がちゃんとVRSで登録しているに限るんですけども、今日時点での熊取町民1回目接種者が4,000人を超えてきておりますので、まだ5月末までいきませんが、接種計画に近い形で接種のほうで、その状況から見ると5月時点で進んでいるというふうにこちらのほうでは思っております。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）すみません、今の関連で、ちょっと私も今の現状の接種状況を聞きたかったんです

が、今4,000件を超えているということでしたけれども、それは個別と町の集団も入っての数ですか。

議長（二見裕子君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）個別と、先日行った集団605名の分を入れての状況でございます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）分かりました。計画の中では、この中では送付と合わせているから合計6,550件となっているんですが、その数のうちの4,000件、4千何ぼ……

議長（二見裕子君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）4,084件です、今日の朝だったので昨日まで。ただ、まだまとめてしようと思っている医療機関もあると思うので、その分は最後、やっぱり支払いを見ないと分からないかなというふうに思います。大体の目安です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）分かりました。その中で、やっぱりちょっと気になる副反応についてなんですが、接種をした後の状況で何か報告とかあったのでしょうか。その辺のところも教えてください。

議長（二見裕子君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）医療機関のほうからの主立ったご報告というのは、こちらのほうには上がっておりません。ただ、先日2回集団接種させていただいた中で、アナフィラキシーと言われる方はいらっしゃらなかったんですけども、ちょっと軽く汗が出てきた、軽度の形が出て、看護師さんと様子を見て30分ほどで収まって帰られたという方はいらっしゃいました。ただ、救急車を呼んだりという事例等は今、報告は受けておりません。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

次に、阪上保険年金課長。

保険年金課長（阪上正順君）それでは、報告の2点目、令和3年度熊取町国民健康保険料率について報告いたします。

令和3年度の国民健康保険料率につきましては、5月19日開催の熊取町国民健康保険運営協議会での審議並びに答申を受けまして決定したものでございまして、本日はその運営協議会の資料を基にご報告させていただきます。

資料のほうは、まず1ページ、2ページをご覧ください。

資料の1ページ、2ページには令和2年度の国民健康保険事業特別会計の決算見込み概要を掲載してございます。2ページの中ほどにございますように、収支決算見込額につきましては約1億4,500万円の黒字と見込んでございます。

続きまして、資料につきましては7ページをご覧ください。

こちらにつきましては、令和3年度の市町村標準保険料率と令和2年度の本町におきます激変緩和後の保険料率とを比較した表でございまして、医療分の平等割につきましては、令和2年度の標準料率が3万3,785円でしたが、それを20%引き下げて2万7,028円にした関係で、そのまま適用しますと4,842円、17.91%上昇することになります。

その他の保険料率につきましては標準料率を適用してございますので、大阪府による保険料抑制に係る激変緩和財源の全面拡大によって標準料率自体が抑制されたため、後期支援分の所得割と均等割を除きまして減少となっております。

次に、資料につきましては11ページ、12ページをご覧ください。

この表につきましては、医療分と支援分の保険料につきまして、令和3年度における大阪府標準保険料率をそのまま適用した場合と令和2年度の実際の保険料額との比較を示したものでござい

す。横軸に本町の国保世帯の人数構成、そして縦軸には世帯ごとの所得の目安を表してございます。増加する区分につきましては薄い色で網かけをしてございます。減少する区分は濃い網かけをしてございます。この表では、1人世帯、2人世帯、3人世帯のいずれも所得なしの区分が増額いたしますけれども、医療分の賦課限度額が今年度2万円増加することによります高所得世帯での増加以外につきましては減少ということになります。

これらの状況を踏まえまして、令和3年度におきます激変緩和対策について、必要な経費や活用できる財源を考慮しながら検討を行いました。

それでは、激変緩和措置の考え方等財源等の説明につきましては、資料8ページのほうにお戻りください。

(3)の激変緩和措置のところに、本町の基本的な考え方を要点としてまとめてございます。その上から4番目でございますように、令和5年度までは、活用可能な財源を考慮しながら必要に応じて可能な範囲で段階的に激変緩和措置を講じることとしてございます。これまでは、矢印の下のおおり、平成30年度におきましては医療分と支援分の平等割を25%、令和元年度におきましては医療分の平等割を15%、令和2年度は、新型コロナウイルスの影響を勘案し、医療分の平等割を20%まで引き下げたところでございます。

続いて、②の激変緩和措置等の財源についてでございます。

ア、国民健康保険財政調整基金の残高が令和2年度末で5,996万5,541円、イ、令和2年度収支見込額が先ほどご説明しました約1億4,500万円、そこからウの令和3年度に国・府等へ返還する見込みの額約500万円を除いた約2億円が財源として見込めるものでございます。

これらを踏まえまして、③の令和3年度における対応(案)についてでございますが、ご説明しましたように、保険料が増加する低所得世帯への影響を考慮しまして、令和2年度の激変緩和後の保険料率と比べ最も上がり幅の大きい医療分の平等割を、昨年度に引き続き一定割合引き下げるのが望ましいとの考えの下で検討を行いました。

それでは、引下げ率をどの程度とすべきかの検証についてでございますけれども、令和5年度末までの激変緩和財源を確保しておくために、引下げ幅が過大とならないよう留意し、令和2年度の引下げ率20%と比べまして10%から15%までを目安と考え、単身で所得なしの世帯の保険料が前年度並みに抑制し得る額まで引き下げることをご提案いたしました。具体的には、医療分の平等割を3,573円、率に直しまして約11.2%引き下げることで2万8,297円とすることで、その保険料が前年度並みに抑制し得る程度となります。

では、実際の影響額についてでございますけれども、資料につきましては続いて13ページ以降をお開きください。

13ページから16ページにつきましては、世帯の構成人数ごとに医療分の平等割の軽減割合を5%から15%まで減少させた保険料額への影響となっております。13ページは1人世帯のケースでの保険料額の比較でございます。右上の枠囲みのところに、令和3年度の大阪府が示す医療分の平等割額を5%引き下げた場合は3万277円というふうになります。それ以降、10%引下げ後を2万8,683円、11.2%引下げ後を2万8,297円、15%引下げ後を2万7,090円として、それぞれの所得階層別で保険料額を算出し比較した結果でございます。薄い網かけ部分が保険料が増加し、濃い部分が減少と示してございます。

表の一番上の所得なしの部分をご覧ください。

引下げ率を5%ずつ段階的に引き下げた場合の増減額を順次右のほうに示してございまして、10%引下げまでは保険料は増加いたしますけれども、15%まで引き下げますと減少となります。賦課限度額の増額による影響を除きまして、全ての階層で保険料は減少いたします。今回は、前年度の保険料2万3,481円と同額となるよう、10%と15%の間にあえて11.2%の引下げを設定したものでございます。

なお、14ページから16ページにかけては2人世帯から4人世帯への影響を示してございますけれ

ども、11.2%引き下げますと賦課限度額の増加による影響を除きまして減少となります。

では、今回の引下げに必要となる金額でございますけれども、資料は18ページをご覧ください。

表の上段、横軸の中央部分に不足見込額、激変緩和措置と記載している枠がございます。縦軸には年度を記載してございますので下のほうに目を移していただきますと、下から2段目に医療分平等割11.2%減に必要となる金額として8,095万4,000円と記載してございます。先ほどご説明しましたとおり、必要金額約8,000万円に対して財源が約2億円でございますので、今回これらの経費を投入したとしても、次年度以降令和5年度末までは一定の段階的な激変緩和対策が講じられるものと考えてございます。

また、参考に岸和田市から岬町までの近隣5市4町における保険料率の推移を17ページに掲載してございます。本町を含めました9つの近隣市町の状況でございますが、算定中のところがあったことを踏まえまして団体名は伏せた状態としてございます。一番下の欄が本町の推移でございます、右の令和3年度保険料率にあるのが、医療分の平等割を11.2%引き下げて2万8,297円とした激変緩和措置後の保険料率でございます。

AからGの7団体は大阪府が示す統一保険料率をそのまま適用いたしますけれども、Gにつきましては賦課限度額を3万円引き下げる独自の措置を講じる予定でございます、Hにつきましては、本町のように統一保険料率から一定割合引き下げる独自の激変緩和措置を行うものとお聞きしてございます。そのため、近隣の9自治体ではHの団体と本町のみが激変緩和措置を行いますので、それ以外の統一保険料率を適用する団体よりも保険料が低くなるものと見込んでございます。

以上をもちまして、令和3年度熊取町国民健康保険料率についての説明とさせていただきます。

なお、その他の資料につきましては参考としてお目通しいただきますよう、よろしく申し上げます。議長（二見裕子君）ただいま報告がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

議長（二見裕子君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「14時26分」閉会）

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

二見裕子

議員全員協議会

月 日 令和3年6月17日(木曜)招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員	1	番	田中豊一	2	番	大林隆昭
	3	番	浦川佳浩	4	番	坂上昌史
	5	番	文野慎治	6	番	鱧谷陽子
	7	番	二見裕子	8	番	渡辺豊子
	10	番	田中圭介	11	番	河合弘樹
	12	番	矢野正憲	13	番	江川慶子
	14	番	坂上巳生男			

欠席議員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	教育長	岸野行男	総合政策部長	明松大介
	総合政策部理事	東野秀毅	総務部長	林利秀
	教育次長	阪上敦司	教育委員会事務局理事	原田哲哉
	企画経営課長	近藤政則	生涯学習推進課	立石則也
	生涯学習推進課参事	大屋真志		
事務局	議会事務局長	藤原伸彦	書記	瀬野裕三

案 件

- 1) 公民館・町民会館整備基本設計(素案)について
- 2) その他報告
 1. 指定管理者制度に関する運用指針の改定について

議長(二見裕子君) 皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜りありがとうございます。ありがとうございます。

本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は13名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

(「13時30分」開会)

議長(二見裕子君) 本日の案件は、公民館・町民会館整備基本設計(素案)について1件であります。

発言をされる方は、挙手の上着座で、マスクはつけたままマイクを使ってお願ひいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は、会議の途中でも退出いただいても結構ですので、申し添えます。

それでは、案件1、公民館・町民会館整備基本設計(素案)についての件を説明願ひます。大屋生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事(大屋真志君) それでは、案件の1、公民館・町民会館整備基本設計(素案)につきましてご説明いたします。

公民館・町民会館の整備につきましては、令和2年度におきまして現在の公民館・町民会館が抱

える諸問題を解決すべく、学識経験者、住民代表で構成する公民館・町民会館整備検討委員会を立ち上げ、整備に当たっての方向性を定める基本構想を策定し、公募型プロポーザルにより基本設計、実施設計委託業者を選定し、現在、基本設計の策定中でございますが、その策定状況、内容等についてご説明いたします。

まず、1、基本設計（素案）の策定状況についての（1）基本設計（素案）につきましては、令和2年度策定しました基本構想に基づき、プロポーザル実施の際に設計業務委託業者より提出されました技術提案書をベースとし策定されました、たたき台となります4月30日時点の基本設計素案に対しまして、以下、①から③のとおり意見聴取を行い、その意見を反映し、基本設計（素案）として取りまとめを行いました。

まず、①としまして、整備検討委員会委員の皆様、委員会の開催を4月30日に予定しておりましたが、緊急事態宣言の発出に伴い書面開催となりましたので、委員お一人お一人に直接お会いし、ご説明の上、5月18日までご意見をいただきました。

次に、②として、整備検討委員会の委員の意見聴取と並行し、75団体ある令和3年度公民館・町民会館及び教育・子どもセンターの定期利用団体の皆様にも5月18日までの間ご意見をお伺いし、9団体から意見の提出がございました。

最後、③として、書面開催を行いました整備検討委員会において、委員のお1人から新築するホールにつきまして演劇と音楽関係の専門家からの意見聴取について、そういったプロの視点も必要ではないかというご提案がありましたので、事務局において人選を行いまして、演劇の専門家として熊取町内在住で当課が実施しております熊取ゆうゆう大学演劇講座の講師の方、音楽の専門家としてプロの混声合唱団に所属し、かつ建築家の方、このお2人の専門家から意見を聴取いたしました。

いただきました意見につきましては、後ほどあります資料2にそれぞれまとめておりますが、主な意見といたしましては、整備後の運営、運用に関するもの、ホールの設備に関するもの、利用団体の練習場所の確保などの意見をいただいております。

こういったこれらの意見につきましては、様々な方からそれぞれのお立場でいただいた意見となりますので、これら全てを基本設計に反映させるということは難しくなっております。ですので、整備検討委員会の学識経験者の方3名を中心に、基本設計にどう反映させていくのか、また、その反映に当たっての考え方というものを協議しまして、今回、次のページのとおり6月8日時点の基本設計（素案）として取りまとめを行ったものでございます。

次のページ、資料1をご覧ください。

こちらのページにつきましては、整備後の公民館・町民会館周辺の敷地図となっております。

公民館は、現地での大規模改修、ホールについては、現在の来庁者用駐車場に新たに新築することとしており、公民館の横にあります青の点線で表示しております現在の町民会館ホールの跡地については、駐車場として整備を行います。また、併せて大阪外環状線沿いの町有地についても今回整備を行うこととしております。

次のページ、施設の素案、平面図をご覧ください。

左側は、大規模改修を行う公民館の平面図となります。公民館につきましては、基本構想の施設整備におけるコンセプトを、学びや交流、情報交換等の拠点施設として、これまでの活動を継続させながら、学生、若者などの新たな利用促進を図るとしております。

まず、一番下の1階部分につきましては、育みと交流のフロアとして、日中は親子連れが、夕方は若者が交流できるはぐくみコーナーやリビングコーナー、まちの魅力を発信する情報コーナーを整備し、これまで公民館を利用することのなかった新たな利用者層の利用促進を図ります。

また、課題でもありますユニバーサルデザインの取組といたしまして、除却したホール部分にエレベーター棟を新設し、バリアフリートイレの整備やトイレの洋式化を行うこととなっております。

次に、2階部分につきましては、つくる奏でるフロアとして、これまでと同様、公民館を利用さ

れている団体の活動が継続できるよう、クッキングルーム、創作ルーム等を引き続き整備する設計となっております。

次の3階部分につきましては、学びのフロアとして、老若男女誰もが学ぶことができるまなびのルーム、少人数での会議や研修などを行うミーティングルームや活動団体の方から意見をたくさん頂戴いたしました、公民館で日常的に練習ができる大きな部屋といたしまして、最大3部屋つないで利用することができる部屋をミーティングルーム2とし、これまで公民館で行っていた活動をより拡充できるような設計となっております。

右側の図面をご覧ください。こちらは新しく南側に新築するホールの平面図となります。

新たなホールにつきましては、同じく基本構想の施設整備におけるコンセプトとして、文化芸術活動の拠点施設として、また、住民の交流の場として、日常的に発表会、演劇、音楽活動やダンスなど、多目的に利用できる施設を目指すとしております。

まず、ホールの座席数についてでございますが、これまでの現在327席から移動観覧席が230席、スタッキングチェアが168席、車椅子席4席の計402席となり、併せて親子が観覧できる親子席を整備し、舞台につきましても、現在の約10メートル掛ける5.7メートルの舞台から約13.5メートル掛ける7.5メートルと拡張する設計となっております。

また、現在のホールにない新たな部屋としまして、バンド練習ができる音楽スタジオ（小）やリハーサルも行うことができる音楽スタジオ（大）や、ピアノ保管庫を新たに整備し、質の高い文化芸術活動を行うことができる設計となっております。

基本構想の、策定させていただいた際に議員の皆様からいただきました意見に対しましては、まず、カフェについてでございますが、常設のカフェを設置する予定はございませんが、平面図に記載のとおり、ロビーに机や椅子を設置し、簡易な喫茶スペースとしてご利用いただくことができるかと思っております。

次に、防災機能の面でございますが、除却したホール跡のところにマンホールトイレを設置するほか、先ほどご説明いたしましたように舞台が大きくなっておりますので、この舞台を活用しまして災害時の物資の受入れや保管、ボランティアなどの待機場所としても活用できる設計となっております。

また、SDGsへの取組という点につきましてですけれども、冒頭申し上げました設計業者からの技術提案書においても様々な案をご提案いただいておりますので、引き続きどのような取組を進めるのかという検討をしてみたいと考えております。

なお、整備に併せまして、現在の建物のアスベスト調査、新しく建てる来庁者用駐車場の地盤調査も行いましたが、アスベストについてはホールの複数箇所から検出されており、地盤につきましても少し脆弱なところがあるという報告を受けておりますので、現在のホールの除却方法、また、新たなホールの建設基礎工事などが変更になる可能性があると思われれます。

一番表紙のほうに戻っていただきまして、2の今後のスケジュールについてでございます。

本日お示しの素案につきましては、今後、下記のとおり幅広く意見を聴取し、基本設計の策定を進めていきたいと考えております。

まず、1番といたしまして本日の議員全員協議会、2番といたしまして6月30日の社会教育委員会会議、③として、緊急事態宣言で現在、社会教育施設は閉館しておりますので、解除後の6月21日から、解除された場合6月21日から開館する予定となりますので、6月21日から公民館、教育・子どもセンター、煉瓦館、ひまわりドーム、図書館にこの素案を配架いたしまして、7月4日まで広く住民の方からそれぞれご意見を聴取したいと考えております。

議員の皆様におかれましては、本日の素案をご覧になられましてお気づきの点がございましたら、6月30日をめどに事務局までいただければと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、今回お示ししております基本設計のこの素案につきましては、既に6月8日開催の第9回整備検討委員会でもお示しさせていただき、ご確認、ご意見をいただいたところでございますが、

新築するホールにつきまして大きく2点ご意見をいただいております。

1点目は、ホールの観覧席についてでございます。

移動観覧席、スタッピングチェアということで、これらを全て収納すればホール全体を平土間として利用することができるんですけども、移動観覧席については、収納や移動方法が電動となりますので、固定席と比較いたしまして初期経費が高額となる、また、設置後の保守点検などの維持管理費についても必要になってくるということですので、平土間で利用する必要性、また、その頻度を踏まえ、移動観覧席である必要があるのかというご意見をいただいております。

もう一点、2点目は、ホールの外観ということについてでございます。

現在の技術提案書では、ガラス張りの開放感ある外観となっておりますが、特徴といえますか、熊取町らしさを感じられない、文化創造施設として整備を行いますので、ホールの内部については、質の高い文化芸術に触れる空間として品格を大切にしたいものと考えておるところですけれども、外観につきましても、入館前の期待感であったり、鑑賞後もそういった余韻に浸れるという工夫や配慮が必要ではないかというご意見を整備検討委員会のほうでいただいております。

こういった整備検討委員会での意見、また、今後いただきます意見を踏まえまして、設計委託業者においても再度基本設計をご提案いただき、次に、4番となります、7月下旬となりますが、第10回となります整備検討委員会で基本設計（案）とし、基本設計を確定し策定していきたいと考えております。

この基本設計（案）につきましては、整備検討委員会の中で調整、策定していくものとなりますけれども、改めて議員皆様にもお示しさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

基本設計の確定後、⑤としまして、実施設計業務に移行し、令和4年4月末に実施設計を策定したいと考えております。

以上で、案件1、公民館・町民会館整備基本設計（素案）についての説明を終わらせていただきます。

議長（二見裕子君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。田中圭介議員。

10番（田中圭介君）これは、新しいホールを建てながら、現在のホールというのは残したまま建てるんですか、それか、建てながらこっちは潰していくか、教えていただきたいんですけども。

議長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（大屋真志君）技術提案書でも工事の工程というのは示されておるんですけども、一定の期間まではホールというのを使いながらにはなるんですけども、いつかのタイミングでホールは使えなくなると。ですので、使いながら建てるというよりは、工事の進行状況を見ながら、使えないときというのはホールについては当然出てくるということになるかと思っております。建ててから潰すとかじゃなくて、潰しながら建てる、そういう形になるかと思っております。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）その間、来庁者の駐車場の確保とかというのはどう考えているんですか。

議長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（大屋真志君）先ほどご説明いたしましたとおり、ホールの跡地を駐車場にするという計画になっておりますので、まだ詳しい工程というのは確認しておりませんが、駐車場の確保ということになりますと、やはりホールを先に潰して、来庁者駐車場を確保した上で新しくホールを建てるのが、皆様にご迷惑かからない手順かと考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかに質疑がありませんか。大林議員。

2番（大林隆昭君）駐車場の話が出たんですけど、最終この設計どおりに出来上がったときに、今の現状の駐車場と比べて台数的にはどんな感じになるんですか。

議長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（大屋真志君）現状、南側の来庁者用駐車場、その奥、公民館前、ふれあいセンターの前の駐車場を合わせまして163台ということになっております。

整備後につきましては、平面図がちょっと小さくて申し訳ないんですけども、新しいホール側で53台、公民館前が芝生広場を含めて74台ということになりますので、合計で127台ですので、36台少なくなってくると思います。

以上です。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）これは以前にも言ったことがあるんですけども、老人福祉センターを残す意義というのは、公民館の中に入っていたらいいんじゃないかと前も言うたと思うんですけど。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）まず、老人福祉センターにつきましては、全く施設種別も違う中で、今、渡り廊下ではつながっているんですけども、基本、施設種別が違う中では切り離して、それぞれの建物ということで考えるという形になってございます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）大きな枠で公共施設というものを捉えたときに、以前、坂上昌史議員が質問していたのを聞いていただいていたと思うんですけど、要らない施設をやっぱり順番に減らしていくじゃないですけど整理していくというのは必要やと。なら、このタイミングで整理できるものは整理していかないと何も前には進んでいかないとと思うので、一番最初に取りかかるにはいい機会やなと思うんですが、例えば、これで公民館が一段上に上がったとしても、1つ施設として減らしていくというのは必要じゃないんかと、そういう考えはもう全くないということですか。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）平成29年2月でしたか、公共施設の総合管理計画ができて、今、議員おっしゃりたいいわゆる公共施設の総合的なマネジメント、いわゆるスペースマネジメントということかなと思うんですけども、その方向性についても考えていきなさいよということで、総合管理計画のほうはなっているかと思います。

それに基づいて、昨年度、ほとんどの施設におきまして個別施設計画というのができているところではございますけれども、それぞれの施設の中での考え方、できている施設につきましては、今のところ、今おっしゃられたものもあるんですけども、それぞれの施設が長寿命化という方向性をそれぞれの個別施設計画で出している。老人福祉センターについても例外ではなく、原課のほうでそういった方向性を今出しているというところでございます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）分かりました。今、ここで言ってもちょっと違う話になりそうなので。

新しくホールを向こうに移すということなんですけれど、出来上がってから、実際毎年ホールというのを運営していくために、どれぐらいの運営費とか、人件費、維持費というのを今考えているのかと、ざっくり今の公民館の維持費は決算書には載せていただいているんですけども、毎年1,200万円とかぐらいは運営費という中でかかっているようには思うんですが、分かれたときに公民館側の維持費、運営費というのはもちろん分かりますよね、現状を維持していくために。新しくホールにも維持費、運営費というのはかかってくると思うんですけど、それは毎年どのぐらいかかる計算をしていますか。

議長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（大屋真志君）現在、公民館、町民会館、1つの建物として運営しておりますので、ご指摘のとおり維持費については年間一千七、八百万円かかっているところでございます。

今回、公民館とホールが分かれることにより、ランニングコスト、人件費を含めて当然かかってくるようになってくるんですが、まだ今現在基本設計の段階ですので、当然その一つの目安といた

しまして1,800万円というのはあるんですが、今後、この館の運営をどうしていくのかということも含めて、今、事務局のほうで検討しているところですので、具体的に1,800万円という維持費がかかっているの、1,800万円に抑えようであるとか、そういったところの細かい計算までは、まだ現状できていない状況になります。

以上です。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）維持管理については、やっぱり熊取町がやるという、指定管理に出してしまうとか、そういうことは考えてはいないんですね。

議長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（大屋真志君）新しいホールにつきましては、かなり専門的な技術を有する施設になるという場合もあります。そういったことになりますと、今の町職員であったり、公民館の職員で、施設の設備を触るということは当然できませんので、ほかの施設でよくあるのが、利用するときにそういう専門の技術のスタッフを派遣していただいてやる、そういう方法が一つございます。

また、それとは別に、もういっそのこと全て、これはアクションプログラムのほうでも公民館、町民会館の指定管理というのは出ていますので、新しくするに当たりましては、そういうことも含めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）これは改めて30日までをお願いをしに上がったほうがいいのかは分かりませんが、常設のカフェは設けないというふうに先ほどおっしゃられていたんですけれど、維持費とか運営費とかというのは、絶対毎年毎年恒常的にかかってくるものじゃないですか。それをできるだけペイしていこうじゃないんですけれど、そのためには、ある一定テナントに入ってもらおうとか、上にそれこそ何かの会社に入ってもらおうとか、そういうのも考えていかないと、ただただ建物を建てて、維持費を永遠に払っていくというのは、これから先建物を維持管理してくという中で、すごく何かこれからの流れには沿っていない建て方じゃないかなというふうに思います。

もちろん、この委員会の中で諮ってもらって、建物自体が社会教育にという建物なのは分かりますけれど、そういう考えはあったほうが良いと思います。それから、ある一定設計が出ている段階で、まだお話ができるのであればしていただきたいなど。

議長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（大屋真志君）常設のカフェということも、もちろん我々事務局のほうも検討いたしました。施設のほうもいろんなところ視察させていただいておりますけれども、常設となりますと、なかなか施設の規模とかによっては、入っていただいたのはいいんですけども、その後撤退しているところも多く見られますので、今現状の考えといたしましては、そういう常設のカフェというのを設ける予定はございません。

ただ、こちらに書かせていただいているとおり、自販機であったりとか、この大屋根広場の下にはかなり広いスペースありますので、イベントの際にはそちらに移動販売車、キッチンカーとか来ていただいて、そういう形での、イベント時には出店料といいますか、そういうものを頂戴いたしまして、維持運営費に充てていきたいとは考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）プロポーザルもかけていただいて基本設計の段階に入っているの、もうどうこうという話ではないのかもしれないですけど、今の時代の流れからして、効率的にコンパクトに施設はまとめていきたいと思いますという中でホールだけを移すというのは、個人的には反対なんです。その中で言えることは言わせていただかないかと思って、今こうやって言わせていただいているんですけど、建てるのであれば多少お金がかかったとしても価値のあるものを建てないと、不景気や

と言われていても高くても価値のあるものは売れています。だから、そういう考えで、いっぱいお金払ったとしても価値のあるものを建てない意味がないので、今これをホールだけを建てましたというので満足しないで、これからこれを100年間、例えば建てたものを50年、100年とって耐震化、長寿命化という考えで進んでいくなれば、残していく中で50年後にも価値があるものを建てていただきたいなと思っているので、いろいろちょっと意見は言わせいただきたいと思います。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）ご意見ありがとうございます。

おっしゃられましたように、今参事が申しましたとおり、ここに来るまでにもカフェということで、最初は実は本当にそういったスペースというのもやっていったんですけども、この400席のホールを整備していく中で、本当に広がっていき過ぎているのが実は現状でして、それを設けたらさらにほかのスペースに影響が出てくるとか、かなり思案したところでは本当にございました。

その中で、やはり議員おっしゃっている、最初におっしゃられた、いわゆる運営面の部分というのが非常に大きくて、これからこの施設を価値のあるものにしていくためには、どちらかという運営の部分で、文化創造施設というところには十分と考えていかなければなりませんので、例えば、運営面で興業を打っていったりとか、そういったところでの収入とかというのは、きっちりと考えていかなきゃならないというところで、ご要望はいただいてございましたので、そういった集うスペースというのはやはり必要でしたから、苦肉の策という言い方は申し訳ないんですけど、こういった形でロビー部分に、先ほど参事申し上げた、椅子を置いたりとか大屋根のところで活用して、そこで少しした、若干の交流を図っていただいたりというようなところで今ちょっと収まっているというところがございますので、ご理解いただければと思います。

議長（二見裕子君）よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）今の関連ですけれど、大林議員がほとんど言ってくださったんですけども、やっぱりカフェスペースというところ、当初から希望しておりましたので、検討していただいた中でやっぱり難しいということだったんですけども、この大屋根広場のところ、オープンキッチンという形でスペースがあるならば、そこも活用してカフェテラス的にできるかなというふうにも思いますし、今、さっきの説明でしたら、イベントのあるときにはということでした。

私たちは、イベントのあるときだけでは駄目やと思うんです。やっぱりイベントのないときも活用していただける、そういったホールにするためには、そういったカフェの部分もあれば、役場に來られた、來庁された方、また、公民館で文化活動をされている方も寄って、そこでお茶飲みながらくつろげる、そういうことができますので、ただ単にイベントだけをするホールでは、本当にそれこそ宝の持ち腐れというか、もうちょっと皆さんに賑わっていただく拠点にするためのホールにしていくことが建物の価値につながってくると思いますので、やっぱりどうしてもここはそういうスペースを設置していただくように、まちのにぎわいづくりとして考えて、再度検討していただきたいなというふうに思っておりますが、どうですか。

議長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（大屋真志君）ご意見ありがとうございます。先ほども申し上げましたとおり、まだこれで確定ではないということがございます。言わせていただいたとおりに、整備検討委員会のほうからも2点ほど非常に重いご意見をいただいておりますので、そういった中で、そういうスペースができる、またはそういった事業者のほうからもお声があればというところを1点申し上げたいと思います。今ここで、じゃ、設置しますということはお約束できませんので。

もう一点すみません、補足させていただきますと、大屋根広場とロビーなんですけれども、今のこの案でいいますと、前方がガラス戸になっておりまして、全て開くこととなります。ですので、おっしゃられたように、販売車が来たときは全て開放いたしまして、サロン席のような形ご利用はいただけるのかと思います。

いただきました意見は、また、設計業者と検討を十分させていただきたいと思います。ありがと

うございます。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）再度検討をお願いしたいと思います。

それと、もう一点は、ホールの中の席のことなんですが、障がい者の方の車椅子席がここでは4席確保というところなんですが、全体で402席ということは、車椅子席というのは4席というのが妥当なんでしょうか。

それと、その車椅子席は、車椅子で来られる方は同行者もいらっしゃるかと思うんですけども、そういった方の席というのもこの中にも確保されているんですか。

議長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（大屋真志君）車椅子席の4席というものにつきましては、一定業者のほうでそういう、こういうホールであれば何席というのを基に算出されたものと考えております。

同行者の方につきましては、こちらの図面上ですけれども、見ていただきますと左右にスペースがございますので、そういったところに前方スタッキングチェアということになっておりまして、これは置く椅子になりますので、そういった椅子を自由に動かしていただいて、横に一緒にご覧になれるということでご対応いただければと考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）はい、分かりました。

それと、外なんですが、障がい者用の駐車スペース、外の図面を見たときに、ホールのほうには車椅子用の、障がい者用の駐車スペースからホールまで少し距離があるかと思うんですが、その辺のところはどうなんですか。車椅子でホールに入っていくところの動線を考えたときに、もし雨とかが降ったときとかの屋根とかも車椅子で移動される方は必要かと思うんですが、その辺のところの検討はどうなんでしょうか。

議長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（大屋真志君）現在、来庁者用駐車場のところに車椅子を1台お示しさせていただいておりますけれども、おっしゃるように、公民館側のほうは、点線になっています、屋根の下になっております。ですので、車椅子の、障がい者の方の駐車スペースについては、そういったご意見がありますということで、何かできないかということを考えさせていただきたいと思います。

どうしてもこの横断歩道のところに屋根をつけるとなりますと、機材の搬入をいたしますトラックがその先を通ることになりますので、そこはなかなか現実的ではないかなと思いますので、駐車場の位置について、雨に濡れないであるとか、もっとアクセスしやすいように、そういったことについては検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）そういうことも含めまして、いろいろ文化活動をされている団体とかには、何団体かご意見聞いたはりますけれども、障がいを持たれている方、障がい者の方のご意見も聞いていただいたらどうかというふうに思いますので、その辺もお願いしたいと思います。

議長（二見裕子君）よろしいですか。大屋生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（大屋真志君）今おっしゃるように、利用者の方を中心にご意見を頂戴しているところですので、そういう身体障害者福祉会の団体もございますので、そういったところと何かコンタクトを取れまして、検討いただけるようであればご意見をお伺いしたいと思います。ありがとうございます。

議長（二見裕子君）よろしいですか。ほかにありませんか。坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）3月の議会でもほかの人たちについて聞いたんですけど、新しく造る施設に対し

で熊取町が持つておくべき基準です。だから、これより下回ったら熊取町では持つていたほうが損だよねという基準は、考えるつもりはありますか、ありませんか。

議長（二見裕子君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）すみません。全体的なことでお答えさせていただきます。

一定さっきの施設については、この総合管理計画の中では、利用需要を踏まえた施設の取捨選択とか、規模の見直しについて一定方針は定めてはございますが、議員おっしゃったように具体的な数値とかというのは設けてはございません。

ただ、今回、今年度に個別施設計画の具体的な改修費であったり等を本計画の中に反映させるという、見直しするタイミングはございますので、改修費等は具体的な数字は入るんですけども、一定議員のおっしゃっているような数字は、なかなか今の段階では難しいかなとは思いますが、今後いろんな情報が入ってくる中で、柔軟的に見直しするタイミングというのは設けてはございますので、そういった中で検討はしてまいりたいと思います。

以上です。

議長（二見裕子君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）施設の担当ということで、今、総務部長から総括的な答弁を申し上げましたが、総合政策部といたしましても、当然今後の人口推計、これは大きな問題になっていくものと考えておまして、さきの議会のほうで坂上昌史議員のほうからそういったご提案をいただきまして、当然、我々総合政策部のほうにおきましても、今後、人口減少がますます進んでいきまして、3万5,000人を2040年には下るということも出てまいります。

その中で、当然小学校、中学校という大きな公共施設をどうしていくんだという問題も出てまいりますので、そういったことで、また総務部の総合管理計画のほうと併せまして、人口推計も見据えたそういった将来的な展望というものも検討してまいる必要があるものと考えておりますので、ただ、これは大きな方向性を示すものになっていきますので、次期総合計画にも影響してくるぐらいのレベルのものになってこようかと思っておりますので、そこはしっかりと広い見地で検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）どんな施設でもあったほうがいいのはいいと思うんですけど、熊取町として持つていて損なのか得なのかというのは、絶対どこかにラインがあるはずやと思いますので、できるだけ具体的な数字であるほうがいいのかなと思います。

実際、ゆめの森公園でも来場者が、今コロナの中なのでちょっと減っていますというようなことなんですけれども、あの辺もちょっとその辺基準決めていないからどうなのみたいな感じもあるので、今回この新しい施設を造るに当たっては、最初のほうできっちりしたラインを決めておいて、そこからそれを下回れば要るか要らないかという話を、廃止するというラインを決めておいてもいいのかなと思って質問させていただきました。

以上です。

議長（二見裕子君）よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）専門家の方やら公民館を利用している様々な活動団体の方やら、いろんなご意見をしっかりと聞いていただいて、極力それを反映するように努力していただいているということは、この資料を見たら非常によく分かるんですが、ちょっと1点だけお聞かせ願ひたいんですが、大ホールの平面図を見まして、先ほど説明がございましたが、席がスタッキングチェアと移動観覧席、だから、これは固定式の椅子と取り外しのできる椅子というふうに分かれているということですね。その説明を。

議長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（大屋真志君）申し訳ありません。移動観覧席といいますのは、一旦後ろのほうに畳めるような形になりまして、壁のような形になります。スタッキングチェアというのは、文字ど

おり置いて使用していただくということですので、ふだん使わない場合は倉庫にしまっているというものになります。ですので、移動観覧席というものについては、文字どおり移動しますので、平面図を見ていただきますと、舞台と書いているところの下に収納という文字があるかと思うんですが、一旦後ろのほうにこういうせり上がって壁のようになりまして、それが今度舞台のほうを向いて前方に進んでいくと、そうすることによって平土間になるという、今現在設計となっております。

ですので、固定椅子というのはなくて、スタッキングチェアというのは、ふだんは使わない場合はどこかの倉庫にしまっているもの、移動観覧席については、240席最大で動かせるものとなります。ただ、使わないときについては収納して、平土間としてホールを利用できるというものになってございます。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）そうしますと、ホール全体が平土間にできる構造になっているということですか。

議長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（大屋真志君）おっしゃるとおりで、全て収納した場合には、文字の収納というところは壁になりますので平土間にはなりません、全て平土間として活用することができる現在の設計となっております。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）それはやはり利用団体の要望とか、そういうことを考慮した上で、こういう構造にしようとしているんですか。

議長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（大屋真志君）先ほども申し上げましたけれども、基本構想の施設整備におけるコンセプトといたしまして、多目的にできるホールというものを一つ掲げておりました。その中で、座席については、固定席、移動席というものは問いませんということでプロポーザルのほうをかせかせていただいておりますので、一定それを考慮して設計委託業者のほうからこういう形で出てきたと。ただ、最後説明いたしましたけれども、整備検討委員会のほうでは、利用頻度であったりとかランニングコストの面を含めて移動観覧席である必要があるのかということをご意見としていただいておりますので、利用団体の方に配慮して平土間にしたという、そういったわけではございません。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）その点につきましては、利用者側からの意見の中にも、こういう構造にしていることに対するちょっと不安感のような、こういうのではかえって座り心地も悪いしという不安が出ているんですけれど、その辺は高齢の方も利用されることですし、障がいのある方も利用されるし、だから、もちろん多目的に利用できるというのは、それはそれでいいことなんですけれども、多目的に利用できるがゆえのデメリットということもありますので、そこは慎重に考えていただきたいなという気がしましたので質問させていただきました。

議長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（大屋真志君）おっしゃるように椅子の座り心地であったり、今の移動観覧席というのが、古い施設に見られますがちゃがちゃとかしないとは聞いているんですけれども、我々がホールとして目指すところとしまして、今、煉瓦館であったりひまわりドームとか様々な施設がありますけれども、何が欠けているのかということ考えた場合に、音響というのがこの施設にもないものになります。

その音を軸にこのホールを造っていこうと考えると、移動観覧席にしますと、どうしても下が空洞になったりするということもありまして、そういったことも意見としていただいているところで

はありますので、先ほど議員からいただいた意見も踏まえまして、また設計業者のほうで複数の案を提示していただけたと思いますので、固定席にするのか移動観覧席にするのかということは総合的に判断してまいりたいと思います。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）それと、もう一点だけ。これは設計とはまた別次元の問題になってくるんですけども、熊取町の場合、自治体としての規模も小さいですし、財政的な面もありますので、なかなか運営面では難しい課題があるとは思いますが、大きな自治体の市民会館とか文化ホールとか、そういったところに行きますと、やはり施設の利用については専門の常駐スタッフがいて、コンサートとかいう場合でも、常に何かあったらすぐ飛んできてもらえるような体制はあるんですけども、熊取町の場合はそこがかなり弱いんですね。

だから、今後こういうホールを建てて、音楽関係の利用とか演劇とか、そういうことの利用が増えたときにちゃんとうまくスムーズに運営できるかなという、そういう不安があるんで、その辺もこれは今後の大きな課題だとは思いますが、熊取町の財政規模であまり無理をしないようにしながら、同時に利用される方が気持ちよく利用できるような、そういう運営面でのサポートが必要になってくるかなと思います。

議長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（大屋真志君）先ほども申し上げさせていただきましたけれども、そういった設備であったりというのを実際利用されるときに、利用者が使うことができないという場合には、ほかの団体でありますのは、おっしゃるとおり専門のスタッフの方がついていただいて、一緒にやっていただくというのが多く見られる例になってございます。

ですので、おっしゃられるように、今、私も町職員であったり公民館の職員というのは、そういった専門の設備を備えた場合、扱いたいのができませんので、できないと思われまして、そういった場合は、言わせていただきましたけれども、個別にそういう専門会社と契約をして、必要なときにその方に来てもらう方式を取っている団体もありますし、いっそのこと指定管理なり業務委託なりをして専門のスタッフを常駐させるという方法もありますので、そこについては、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかにありませんか。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）ちょっとスタッキングチェアなんですけれども、そのスタッキングチェアについては、移動させなければいけないという、もし利用するという、平場にして使いたいというところもあるのかもしれませんが、ダンスを練習しはるとかいう、そういう場合かなというふうには感じますが、そんなときに移動するのはその人たちが移動しなければならないのか、それを移動していただける方がいらっしゃるかとかどうかという、それもすごく大きな問題になると思うんです。

利用されるという方も、皆、お年を召していらっしゃるといふようなことを考えますと、ここを平場にして使いたいけれども、そのときにしなければいけないという問題も多分起こってくるのではないかと思いますので、その辺もすごく気になりますし、やっぱり舞台の下に空洞があるというのは、あまり音とかの響きとかも違うので、ちょっと大変だなという感じはしております。

それと、この公民館のほうのはぐくみコーナーというところなんですけれども、若いお母さんたちがグループで何か活動しはるときに、子どもたちがそこで遊んでできるというのは、すごくいいことやというふうを感じるんですけども、そこにスタッフがちょっといらっしゃって、見てもらえるような方がいらっしゃれば、安心して子どもをそこに預けてということにもなろうと思いますけれども、なかなかお母さん方は皆さんしたいことがあっていらっしゃっているんで、その辺の考慮というか、そんなところはしてもらえるのかどうかということも気になるんです。すごくいいコ

一ナーだとは思いますが、していただけたらありがたいなという感じで思っております。

それから、今、公民館にピアノが2台あるんですけど、回答のところを見ても、ミーティングルームでピアノは入れてくださるようなんですけれども、2か所あったらコーラスのグループは割に多いのでありがたいかなと思うんですけど、その辺について教えていただけたらと思うんです。

議長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（大屋真志君）3点ご質問いただいたと思います。

まず1点目、椅子、スタッキングチェアにつきましては、168席と非常に数が大きくなってございます。現状の煉瓦館のコットンホールとかの利用でありますと、最大で100席以上は出せるんですが、その際、スタッフは手伝いというのはしておらないので、原理原則でいいますと利用者の方に並べていただくのかなということになるかと思えます。

ただ、ホールとしての椅子ということになりますので、まだ椅子もどのような椅子にするかというのは決定しておりません。おっしゃるとおり、利用される方は高齢の方も増えておりますので、重い椅子であったりとか、そういった場合はスタッフが手伝わないといけないかなと。あと、168席というのが非常に多いので、並べるだけで1時間、2時間かかるようであれば、それも数を減らしたりとか考えないといけないということもありますので、それは整備検討委員会のほうでも並べるのに時間がかかるのであれば固定席のほうが、あと、数を少なくしてはという意見もいただいておりますので、また今後検討させていただければと思います。

それと、はぐくみコーナーです。こちらのほうは私どもも住民のアンケート等を実施しております、非常に若い世代の利用が今、公民館は少ないということも踏まえまして、こういうコーナーを設けていただいたと考えております。常駐のスタッフ、保育士の免許を持った方を置くというのは、なかなか難しいかと思うんですが、今、公民館の講座であったりとか、そういったところで一時保育というのを併せて実施している講座もありますので、そういった際にはこちらのはぐくみコーナーというのを利用しながら、受講された方はご安心して受講していただけるのかなと考えております。あと、前のほうが芝生広場ということで、そこのはぐくみコーナーから出入りできるような形になっていますので、安全に配慮しながら、お母さんの目の届く範囲で子どもさんたちを遊ばせていただければ、活発な交流ができるのではないかなと考えているところでございます。

あと、3点目、ピアノにつきましては、公民館のほうで1階と3階に今ピアノがあるんですが、非常に古いものになっていまして、住民団体の方からも、もう音が駄目だというご意見をいただいております。今後ピアノを何台置くのかということとか、どこに置くのかというのは、財源も限られていますので、ピアノを新調するかということまではなかなか難しいかと思えますけれども、そういったことは、今後またどの部屋に置くんだとかいうことについては検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（二見裕子君）ほかにありますか。河合議員。

11番（河合弘樹君）舞台とスタッキングチェアの床の高さは同じなんですか。舞台は上がっているんですか。

議長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（大屋真志君）舞台のほうが上がっております。スタッキングチェアを置くところについては、今の公民館ホールと同じく少し低くなっております。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）はい、分かりました。

先ほどから言われているスタッキングチェアの床の面なんですけれども、この図面を見たら昇降床と書いてあって、上3つ、3列は階段のように段々になっていて、下がフラットのように思うんですけども、先ほどの話でしたら全部が平床になると言っていたように思うんですけど、それは

どうなんでしょうか。

議長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（大屋真志君）昇降床となっておりますのは、スタッキングチェアをのけますと、先ほど議員おっしゃられるように、1段掘り下がったところになっておりますので、そちらをぐつと上がってきて平らにするということになります。移動観覧席を収納しますと、その平らになったところの上を通過して舞台側に収納すると、そういったことになっておりますので、スタッキングチェアを置いて利用する際というのは、下から舞台を眺めるような形になるんですが、平土間にする際は、昇降床ということで床がつかますのでフラットになると、そういったものになってございます。

以上です。

議長（二見裕子君）よろしいですか。河合議員。

11番（河合弘樹君）ちょっと分かりにくいので。上3つの列が段になっているように思うんですけど、この図面では。それは違うんですか。

議長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（大屋真志君）すみません、168席の部分は少し段になっております。昇降床の幅が少しあると。ですので、全て同じ段で上げると費用面のこともかかりますので、そこは段をつけて何段かで上げていく、そういった設計になってございます。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）はい、分かりました。

議長（二見裕子君）よろしいですか。ほかにありますか。矢野議員。

12番（矢野正憲君）すみません。冒頭に田中圭介議員のほうから質問がありましたけれども、現ホールと比べると新しくできるホールというのは立派なものになりますよね。敷地面積も大きいというような形がこの図面で見るとれるんですが、駐車場が何台減るとおっしゃいましたか。36台。何台から36台の減になるんですか。

議長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（大屋真志君）すみません。今169台で、現在の設計素案では127台ということになりますので、42台減少するとなっております。

新たなホールに何台あればという具体的な数字というのはないんですけども、本町の開発指導要綱で駐車場の施工基準というものがございまして、そちらを照らし合わせてやりますと、ホール単体ではこのぐらいの、ホール、公民館の利用であればこのぐらいの駐車場で充足するという事なんですけど、周辺公共施設の駐車場も兼ねておりますので、一番来庁されるのがふれあいセンターでやっています特定健診かなと思います。そちらについても関係部局と協議させていただいて、こんなふうな台数になりますよというお話も当然させていただいております、今後健診の運用方法であったりとかというのは、駐車場が減って受診できなくなるとか、来庁の方が来られなくなるとか、そういったことがないように、また、イベントの際は商工会前の職員駐車場も併用して使っておるところでございますので、そういった対応を取りながらできるだけ駐車場が不足しないようにさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）すみません、ちょっと駐車台数について、申し訳ございません、誤りがございました。

ちょっともう一度繰り返します。現在、南側の来庁者用駐車場、こちらが154台、そして、ふれあいセンターの前、これが15台、そして、合計の169台となっております。

今、お手元に、皆様方に示させていただきました素案でいきますと、南側の来庁者用駐車場が53

台、そして、公民館・ふれあいセンター側に58台、計111台ではございますが、図面の中で芝生広場が臨時駐車場ということで括弧書きになっていると思います。それが16台、そして、合わせて合計127台ということで、先ほどの169台から127台、引きまして42台の減ということでございます。申し訳ございません。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

12番（矢野正憲君） 駐車場のスペースがなくなる、42台のマイナスになるということ自体が、住民サービスの低下と違うの。いや、今の駐車場も結構たくさん止まっていて、止めるスペースがないような日もあったりするわけで、その中で169台止められるのがマイナス42台に、止められなくなるということで、4分の1が止められなくなってしまうような状況が生まれるわけですよ。イベント等もこれからやっていったりするわけですよ。そのときに駐車場を確保しないとというふうな話になってきますよね。

今答弁いただいたのは、前もって計画しながら、注射を打つときとかというのはいっぱいにならないように、平準化しながらというような考えなんでしょうけれども、イベントを行うときとかというたら、そういうわけにもいかないでしょう。ましてや、もともとこれを造るときに、やはり足の悪いおじいちゃん、おばあちゃんやというふうな話もあったように記憶にあるんですけども、だから、より近いところに皆さん止めたがりますよね。その中で42台のスペースがマイナスになるということは、住民サービスの低下になっていないの。

議長（二見裕子君） 原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君） まず、南側に行った理由から、ちょっと少なくなったということではございますが、その前にまず、ホール、当初は今の現地のところ建て替えるというのがスタートでございました。

しかしながら、整備検討委員会のほうで、やはりふれあいセンターにつきましては、社会的に弱い方、いわゆる高齢者の方、それから妊婦の方、障がいをお持ちの方等がいる中で、その近くでできるだけ駐車場を確保してあげたい、そのためには、それも含めて南側に自由度を含めて持っていけばということで、南側に持っていっていった経過がございます。

その中で、どうしても南側に持っていっていったことにより、整備検討委員会の中でも出ましたけれども、今度公民館と離れることにより、いわゆる一体的な利用ができなくなる。しかしながら、やはりそういうところであるんですけども、今度ホールで行うイベントにつきましては、活動については、そこで完結できるようにという中で、どうしても必要な居室等々を整備しなければならなくなって、見ていただいたら分かるように、青の点線の部分が現ホール、そして、南側に持ってきたホールというのは、当然居室ルームも含めて、客席も327から400に増えていきますので、その部分も大きくなっているということで、どうしても駐車台数というのが、先ほど申しましたとおり42台というのが減ということになるんですけども、これが先ほど、いろんな話合いの中で、カフェのスペースでもありましたけれども、なかなかこれ以上ちょっと大きくしていけないというところがあって、その中で泳がなければならない制約の中での取捨選択があったところでございます。

ただ、ホールにつきましても、今の中では42台減であるんですけども、繰り返すにはなりませんけれども、幾らあったらいいのだという話にはなるんですけども、ホールのイベントにつきましては、基本土日が多い中で、現時点でもそうですけれども、職員の駐車場を空けていただいた活用とかして、運営の面では工夫をしてみたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

12番（矢野正憲君） あと、現存のホールを先に潰して新しいのを造るのかというふうな話も、これから煮詰めるところやというふうな話をされておりましたよね。今のマイナス42台の駐車場が減というふうな話が出た時点で、やっぱり先に潰さないといけないでしょう。それで駐車場を先に造るというようなこともしないといけないとは思いますが。この泉州地域で見ていると、貝塚市が庁舎の建て

替えをやったりとか、和泉市が庁舎の建て替えをやったりとかしていますよね。和泉市なんかは、やはり駐車場がもう手狭になっているから、立体駐車場を造ったりとかというふうなことはされていますよ。

やっぱりこのマイナス42台の、要するに駐車場の確保というのはこれから問題になってくるんじゃないですか。その辺も踏まえてちょっと考えておかないと、せっかくいいものを造ってもというふうなことになってきませんか。その辺ちょっと抜けていませんか。ちょっとその辺はボール投げときますんで。マイナス42台、要するに駐車場がなくなるというのは、もう僕、皆さんどう考えているか分かりませんが、やはりお年のいかれた皆さんにとったら、その人たちからとったら、もう住民サービスの低下と違いますか。その辺にならんようなことはちょっと考えないといけないのかなとは思いますが。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）ご指摘ありがとうございます。その辺、南側に行くことによって、今、現実こうなっていますが、即答はしかねますけれども、一度課題として受け止めさせていただいて、内部でも議論させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（二見裕子君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）今、原田理事からも少し話があったように、商工会館前の駐車場が職員駐車場として、すみません、ちょっと台数が今分からないんですけども、マイナス42台に近い台数はあることはあるんです。今のところは確かに台数が減りますので、一旦その駐車場のことについては様子を見ていこうかということは、教育委員会のほうとも話はしておったんですが、今、議員のご意見もいただきましたので、その職員駐車場の部分を、要は来庁者駐車場として拡大するという方針も持っていますので、そういったことも含めて検討してまいります。

以上です。

議長（二見裕子君）矢野議員。

12番（矢野正憲君）それも一つの案ですし、大林議員がおっしゃったように、坂上昌史議員が一般質問で言うたような質問の内容につながってくると思うんですけども、だから、これとこれを残して、これは潰してとかというふうな、そういうようなマネジメントが要るんじゃないですかというふうなことをちょっと投げおきますので、よろしくお願いいたします。

議長（二見裕子君）ほかに質疑ありませんか。田中豊一議員。

1番（田中豊一君）たくさんの議員からいろいろ質問されて、私はちょっと絞らせてもらって、工期の件についてお尋ねします。

今後のスケジュールの一番下に令和4年4月末で実施設計の策定を行うということなんで、この後いろいろな手続を得て6月か9月議会で契約なんかというふうな想定をしているんですけども、そこから前のスケジュールでは、大体建築で1年半ぐらいというふうに出ていると思うんですけども、一番、完成の時期というのはいつ頃を考えてはるんですか。

議長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（大屋真志君）令和4年4月末に実施設計業務を完了いたしまして、恐らく9月議会で工事請負の議決をいただきますことになると思いますので、令和4年10月から工事に入る予定となっております。予定といたしまして、令和5年8月には公民館の大改修を終わらしまして、ホールのほうにつきましては令和6年1月にホールの工事完了をする予定となっております。

供用の開始につきましては、公民館が早く終わっていますので、できれば令和6年1月から供用開始させていただきまして、ホールにつきましては準備期間等々含めまして令和6年4月から供用開始させていただきたいと考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）頑張って予定どおり進むようお願いしておきます。

それと、あと工事中の、先ほど矢野議員からもありましたけれども、例えば駐車場の確保であるとか、公民館や現在のホールの運用についてお尋ねしたいんですけども、恐らく南側の駐車場のところにホールを建て始めると、物を置いたりとか、それから工事車両が入ってきたりとかして、現行の役場の公共施設としての駐車場に影響が出てくると思うんですけども、このあたりどういうふうに解決するか、考えがあったらお願いします。

議長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（大屋真志君）私どもといたしましても、先ほどからおっしゃっていただいているように、まずは北側のホールのほうでの駐車場の確保というのを一番念頭に置きたいと思っております。なかなかホールの工事をしながら、どうしても建物の周りに囲いとかをしますので、工事をしながら、一番奥の駐車場34台とあるところは、今回特に触る予定はないんですが、そちらのほうにアクセスして止めるというのは工事中は難しいかなと考えていますので、まずはホールの除却最優先でスケジュールとしては私どもは持っております。業者のほうとしてはまたちょっと違う考えでしたので、そちらのほうについては、また今ご提出、ご提案いただいているところでございます。以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）そういうことでしたら、今度は現在のホール撤去のために工事の車両とかいろいろ入ってくると思うんですけども、ふれあいセンターの駐車場は、台数は僅かですけど、これには影響はないですか。

議長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（大屋真志君）ふれあいセンターの前の駐車場は置く台数も少ないですので、工事期間中は使えないということにはならないかと思っておりますけれども、それはどっちでやるのが効率的であるか、そういったことも含めて、また今後検討してまいりたいと思っております。場合によっては、ふれあいセンターの前のほうが効率的であるということになれば、南の駐車場はそのまま何も触らずにホールを除却して、後ろの、外環状線沿いのところも、きちんとした駐車場というのは完了するまでできないかと思っておりますけれども、簡易な駐車場として最優先で利用できるようにしてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）それで、耐震で大規模改造を行う公民館部分ですけども、エレベーターをつけて3階まで障がいや高齢者の方もスムーズにいくというふうな改造なんですけれども、これについては工事はいつ頃から入って、隣のホールを壊すのが一番先やということなんで、影響は当然出てくると思うんで、いつから閉めていつ頃までに完成というのを、完成は先ほど6年1月とかという話があったんですけども、それでよろしいんですか。

議長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（大屋真志君）すみません。基本構想のところにもちょっと書かせていただいているんです。今、具体的に、じゃ、令和4年の何月から利用を停止するというのは申し上げにくいんですが、やはり工事始まるに当たりまして準備期間も必要になってまいりますので、10月から使えないとかではなくて、ある程度前倒して使えなくなるかなという考えは持っております。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）ちょっとちらっと聞いたんですけども、令和4年4月からの、今、会計年度任用職員の方が公民館の職員として入っている、館長もそうですけれども、4月からは任用するんですか、しないんですか。

議長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（大屋真志君）今、公民館につきましては、ご指摘のように館長を含め会計年度任

用職員の方で多くの運営を担っていただいているところです。ただ、公民館、ホールの利用できない間も公民館講座という名前で、煉瓦館だったり、そういったところでの講座というのは一定やる必要があるかなと考えておりますので、まだ現状それを直営でやるのか、会計年度任用職員に引き続きお任せするのかという、そういった方針までは定めておりませんが、イベント等もございますので、引き続き任用させていただいて進めていきたいというふうには考えてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）また決まったら、本会議とかあるときにでも、ほかの事業と併せて教えていただいたらいいかなと思うんですけども、もう一つお伺いしたいのは、このプロポーザルの前に説明があって、資料もいただいて、事業費なんですけれども、そのときは約12億円ということなんですけれども、その事業費で大丈夫なんですか。

議長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（大屋真志君）総事業費につきましては、ご指摘のとおり基本構想、プロポーザル実施要領でも12億円と定めております。先ほどから言わせていただいておりますとおり、その12億円の中で何ができるかということを考えますと、移動観覧席というのは高額になってくるというところのご意見が出てきたのかなと思っております。あまり使わないものにお金をかけるのはどうかというところのご指摘かと思っております。今、現時点で基本設計の時点で、詳細設計も済んでおりませんので、詳細の工事費というのは申し上げることはできませんけれども、12億円というものを上限といたしまして取捨選択しながら、基本設計、実施設計を進めてまいりたいと考えているところです。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）聞かれたことだけ答えていただいたら、私はカフェのこととか何も聞いていないんですよ。事業費は大丈夫かと聞いているんで、それだけ答えてもらったんですよけれども、今後、詳細設計が出てくる中で確定していくということなんですけれども、ちょっと何でそのことを質問させてもらったかといいますと、昨日、私、議会のほうからの推薦で都市計画審議会の委員の任命を町長から受けたものをいただきました。

今年、例年でしたら1年に1回ぐらいの都計審なんですけれども、補助金のための立地地域の計画をつくるのに3、4回集まるというふうに担当課から聞いているんですけども、補助金というのは非常に大きいから、それに併せていろんなことを議論していかなあかんで、その計画がそのままじゃないですけども、ほぼ補助金の額に影響するということで、どういうふうな建て込みにするかというのは、まだ細かい資料とかをもらっていませんけれども影響あるんですよ。

それで、やはり今のこのコロナ禍のご時世ですので、国の財政的にも非常に大変なときであるし、市町村も同じですよ。こういう箱物をやるについては、やっぱり補助金がどれだけついて、自主財源をどれだけ持って、また単費をどれだけ抑えるかというのは非常に大事なことで、それで段取りが違ったらあかんで、そのあたりちょっと肝に銘じて約束どおり進めてもらいたい。それは多少の違いはあったとしても、やはり目標ですところはそういう形で進めてもらいたいということがあって、そういう話をさせてもらっているんですけども、もう一度担当理事からちょっとその件についてはお願いします。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）現時点では、先ほど参事が申したとおり、やはり12億円の中で何かいいものをつくってきたいというところがございます。

それと、今ご指摘いただきましたとおり、やはり財源確保というのは非常に大切であると認識しております。議員ご承知かもしれませんが、整備に当たっての財源としては、社会資本整備総合交付金のメニューにある都市再生整備計画事業としての交付金を活用すべく、今、都市整備部

のほうで立地適正化計画というのを策定していただいているところでございます。そういったところを、ご指摘のとおり直結してまいりますので、そこはきちっと連携を取って、スケジュールをしっかり持ってやってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）ほな、よろしくお願ひします。

最後に一つだけ。アンケートを取られた中で、利用者が、利用料とかが減免のところとそうでないところがあるんで、何か是正してほしいというようなことがあったんですけども、今までの公民館の場合、特に1階、2階は、国から社会教育施設の補助金をもらっていたということもあって、社会教育法という社会教育関係団体については、減免がほぼ100%やっていたわけなんですけれども、今後は違う補助金でやるんで、要するに純粋な熊取町独自の、社会教育の施設ではあるけれども、そういうことなんで、やっぱり減免規定の見直しが必要じゃないかと。

これは生涯学習が持っている、図書館は法律によって金を取られないことになっているんじゃないかというところでも、体育館、ひまわりドームだとか煉瓦館、減免規定が皆違います。公民館はもっと古い施設だったんで、減免規定が違うんで、やはりこれは統一的にやらないと、それでまた、新たにインシヤルコストをかけてやるわけですから、そのインシヤルコストに合ったやっぱり利用料金が必要になってくると思うんで、特に減免規定で、体育館の場合いろんなところが、町が使う以外はほとんどが2分の1とか、それから練習で使う場合は100%取っているわけですよ。煉瓦館の場合は、大きな団体が使う場合はゼロというところもあるんですけども、そのあたりの見直しというのは、この機会に、条例をつくるときに当然考えてもらわなあかんなと思っていますので、そのあたりもまだちょっと先の話ですけども、先ほどの話では令和6年には運用するという事なんで、その前の議会には当然、条例並びに使用料については提案されるわけですから、そのあたりもちょっと頭に入れておいてもらいたいなと思います。

以上です。

議長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（大屋真志君）田中議員おっしゃるように、生涯学習推進課所管の減免規定、確かに制定した年度等もございまして、ばらばらなところがございます。おっしゃるように、意見でもございましたけれども、減免団体を優遇し過ぎるがゆえに、新しくしたところを、新たな利用促進というところを掲げているにもかかわらず使えないということがあってはならないことですので、おっしゃられたように建設費等もかかってきます。使用料の設定も含めて、減免規定については見直してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかに質疑ありませんか。文野議員。

5番（文野慎治君）すみません、もう一回ちょっとさっきの議論に戻るんです、その前の。ホールの座席、移動の、スタッピングチェアの問題なんですけれども、イメージとしたら、今よそにある施設でいえば、お隣の泉佐野市の泉の森の小ホールみたいな、あそこも座席が直せるような形になっているんですが、そういうイメージですか。

議長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（大屋真志君）すみません、ちょっと小ホール、マルチスペースというところもあるんですけども。

（「ああ、マルチスペース」の声あり）

生涯学習推進課参事（大屋真志君）そういう、そちらのことかと思ひますけれども、イメージとしては椅子というのをしまえるというものになりますので、マルチスペースという名前のとおり、いろんな平面にして使えるというものにこの設計上はなっているところなんです。椅子はどけて、移動観覧席はしまって、前のほうに持って行って壁のようになると、そういったものになってございます。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）あそこマルチやね、ピアノ教室の小っちゃい子どもさんの発表会とかやったら堪え得るんやけれども、1回使うとやっぱりがちゃがちゃ音がして、すごく不評なんですよね。先ほどご答弁にあったように、あそこができたとき、今これから入れようかという機具やから、静寂性とか違和感はそんなにないんかも分からへんねんけれども、やはりここの関係団体の方、4月30日時点での座席関連でご意見が出ているように、やっぱり座り心地が全く違うんです。

その後の文面でも、地震などの災害時、スムーズな避難云々というようなこともそうやし、やはりそういう移動式のやつが今回できるということについての危惧があるんですね。その危惧の反面というのは、熊取町の今のホール、よそはどんどんきれいなんできて、古くなった中で、熊取町がもう古いんやからこれで仕方がないというときに、今回それこそ新しいホールを場所を移して造るんやというときの期待感、それと、そういうイメージでなったときの、何で今まで、例えば、有料のコンサートだってありますやんか、プロの人が来てもらったり。やっぱり狭い中で、音楽を聞きに行っているのにクーラーの音がすごくて、寒いか暑いかそんなこともある中で、そやけど、熊取町で、地元で音楽聞けるんやからこれはしゃあないわ、500円で聞けたら、700円で聞けたらこれはしゃあないなということもあった中で、みんなここの場で、地域で触れ合う、文化に触れ合うということがうれしくて満席になっていたと思うんです。

今回、やはり熊取町に、そこで新しく新築をするという部分のときに、今ご紹介した固定椅子についての意見について、例えば、アール・アイ・エー大阪支社の考え方として、移動観覧席については、合唱以外にも運動関係の活動など、多目的利用を可能にするための設計であり、居住性や静音性に配慮して今後云々と、こう書いているわけよね。オーダーする熊取町側としたら、今回建てるホールの利用について、フラットにして床になると、そこに、ここに答えにあるように、運動関係の活動も想定してオーダーをしているということが読み取れるんです。この基本設計の中で町内団体から9団体があって、例えば、卓球のクラブがあって、今そこでやっているから、こういうことで意見を言っているから、その部分も考慮して、そこもできるようにフラットのところを造ってくれと言うているんかも分からへんけれども、しかし、それが正解なんかなと思うんですよ、言うてる意味分かってもらえらると思うんやけれども。

だから、もし、仮にこれができました、先ほど田中豊一議員が時期の問題を確認していただいて、そのときにできました、1年、2年やりました、じゃ、どうもやっぱりその移動式の椅子の評判が悪いと、だから、どこかの時点で入れ替えようというときに、どれだけお金が要るか、そんなことを考えたら、やはり当初のそこにホールを建てる、文化的な公演だとか、音楽だとか、そういうイメージでゆっくり着席してやるホールを熊取町も住民の皆さんに、やっと何十年ぶりに今回できるわけやから、そのときのあれでその、例えば、あそこのスペースがフラットになって、それこそ卓球台1台置くぐらいでしょう。それやったら、新たに整備する公民館の中の、3つ部屋をつなげる部屋ができるんやったら、そこでできる話かも分からへん、今現行のクラブの方の活動をそこで維持するという担保するんであったら。

だから、やはり後になって手を加えたらどれだけかかるか、新築でやるからこそ今これだけ皆さんの意見が出てくるわけでしょう、駐車場にしる。だから、もう一度そこらのところを整理していただけないかなというふうに思います。6月30日までに言いに行くより今言うほうが聞いてくれるかと思うんで、期待をしてちょっと最後に手を挙げさせていただきましたけれども、そういう観点もぜひ、これをやったらそれこそ50年、60年それでやるんですよ。それに今、皆さん方が関わっているんやから、いっぱいいろんな知恵を寄せ集めていいものを造ってほしいなど、議員も全員それは期待していますので、えらい時間を皆さん方に費やしていますけれども、ぜひそういう点も考慮いただいてお願いしたいなと思います。これはもう要望です。

議長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（大屋真志君）貴重なご意見ありがとうございます。

先ほども申し上げましたけれども、基本構想の中で多目的にできるものは何かないかということ

を掲げていまして、設計業者から出てきた案ということでございますので、熊取町が直接移動観覧席にして、いろんなことで使えるようにと、そういったオーダーを出したわけではない図面となっております。

おっしゃるように、卓球だったりダンスとか、そういったものというのは、例えば、卓球であればひまわりドームだったり、教育・子どもセンターであってもできるわけですので、このホールで全て欲張って何もかもやるという必要はないのかなと思っているところでもありますので、言われたように、何年かたって移動観覧席って全然しまっていないやんとか、もうあれ要らん違うんということで後から固定席に変えるということは絶対ありませんので、そこは全ての、どの施設でどんな活動ができるのか、あそこが移動観覧席である必要はあるのか、利用頻度とかランニング経費等々含めての再検討ということを思っておりますので、現時点でこういう案ですけれども、そこはお含みいただきまして、今後検討してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかに質疑ありませんか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）すみません、今、駐車場の関係とかでちょっと図面を見ていて、基本設計の中で、各種団体が要望している中で、ホールと公民館の間の横断歩道の関係で、これはこの建て替えが関係なくても、今でも横断するのが危険だからということで信号機の設置を求める声は多いんですけども、その中で、今回もこの要望の中にあって、関係者と協議して検討しますという答えを書いているんですけども、その辺のところはどうなのかというのと、駐車場の、だから北と南に分かれるというところで、イベントがあるときとか、車が駐車場に入るのに、右に入ったり左に入ったり、もうちょっと駐車場の、出てくる車入ってくる車の誘導も大変な中で、信号機は設置は必要やと思うけれども、どんなふうな信号機になってくるのか、その辺とかちょっと想像できないんですけども、信号機の設置についてはどんなふうな方向に検討されているんですか。

議長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（大屋真志君）ご指摘のとおり、北側と南側に駐車場が分かれるということで、イベント時につきましては、入ったり出たりというのは十分想定されるのかと思います。ですので、信号機については、ちょっと設置できるかというのは、改めて道路関係部局であったりとか警察と協議して、できるだけ設置できるように動きたいとは考えているところでございます。

あと、誘導については、いわゆる駐車場の中で一方通行といいますか、そういった形でぐるっと回って出られるような何か表示であったりとか、中でごちゃごちゃしないような、そういう工夫をしながら駐車場の運営をしてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）ということは、信号は設置する、方向についてはまだ話は、協議は何も進めていないということですか。

議長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（大屋真志君）横断歩道の移設というのは、これは場所がちょっと動いているんですけども、そういったことは進めさせていただいております。信号機については、全ての図面が調べてからまた協議ということになるかと思っておりますので、まだ現状は何もしておらないところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）よろしいですか。阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）信号機については、今までもあそこの信号機設置というのはいろいろと質問があったりとか、いろいろと問題になってきたところです。信号機設置については、警察のほうでの協議というのがまずないと、町で勝手に造るというわけにはいきませんので、ただ、中央小学校の前に押しボタン式の信号機が今現状ございます。消防署があったりとかいうことで、道路課とかが

話ししている中では、ちょっと設置についてはいろいろ難しい面があるというのは確かです。

そのあたりで駐車場が今度出入口がついてくるということで、そのあたりについては、また道路部局、あるいは警察のほうとの協議にはなりますけれども、ここで信号機設置、つけるかどうかのというのは、ちょっとお返事をできないような状況になりますので、そこはご理解いただきたいと思います。

駐車場の車の出入りについては、委員のほうからもやっぱりいろいろあって、出る車入る車、どうしても道路上に車がたまと非常に、消防署があったりとかということで、そこはちょっと考えないかんよねということで、中で車が滞留できるような形で、車の動線については検討が要るよねということで今、設計業者のほうとも調整をさせていただいているという状況です。

何分横断歩道は、やっぱり交通量の多い道路を渡るということになりますので、そのところはちょっと一定配慮した形で、安全性を含めて検討していきたいなというふうに考えています。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかにありませんか。矢野議員。

12番（矢野正憲君）すみません、ちょっとくどいですがけれども、駐車場の関係で。

隣にお菓子屋がありましたよね、何やったっけ。

（「シャトレーゼ」の声あり）

12番（矢野正憲君）ああ、シャトレーゼ。シャトレーゼとかにこういうふうな形になるんですみたいなお知らせとかというのはしているんですか。例えば、駐車場の同じ敷地にして、その中にお店屋が1つあるみたいな形態やったら世間一般にそれなりにあるんで、今はフェンスか何かで区切られていましたよね。そういうふうなフェンスとかを取ってもらって、その敷地も駐車場にしまらう、借りるみたいな感じにしたら、ホールの入り口がちょうどシャトレーゼの前にあたりするわけでしょう。ほんなら売上げとかも上がるような可能性もあるんで、商売人の方やったら、そういうふうな話ししに行ったら案外前向きな返答とかももらえるん違うの。このいびつな形で50年、60年というのは、ちょっとやっぱりしんどいかなとは思いますがけれども。

議長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（大屋真志君）すみません、隣にあるお菓子屋に個別具体的にこういうものが建ちますというご案内は、我々のほうからはしておらないんですけれども、先ほど申し上げました地盤調査した際には、こういうことをやります、音が出ますというご案内はさせていただいている、そこまでの状況になります。

ですので、先ほどいただいた意見は、なるほどというところもありますので、業者名は控えますけれども、一度どうですかという投げかけはさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

以上です。

議長（二見裕子君）矢野議員。

12番（矢野正憲君）売上げは恐らく、フェンスがなくなったら、歩いて買いに行ったりされるようなケースは増えると思うから、商売されている、商売人やったらあまり嫌とは言わへんの違うかな。

もう一つは、総務部長のほうから職員の駐車場が、この右のほうにまだあるんですか。それは何台ぐらい止まるとおっしゃっていましたっけ。

議長（二見裕子君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）すみません、先ほどちょっと把握していないと申し上げたんですが、分かりました。今現在では45台分確保できております。

議長（二見裕子君）矢野議員。

12番（矢野正憲君）それはこの地図でいうたら、住宅地の中通っている、赤いか緑かの、そのちょうど隣ぐらいの駐車場なんですよ。だから、その駐車場45台と奥の34台の駐車場を土地かえてもらうとか、何かそういうふうなアイデアも出てきそうですけれども。今の状況で50年、60年というの

は、やっぱりちょっといびつなん違いますか。やっぱりちょっといろいろアイデア出さなあかんの違いますか。それでやって、この建物に合うた駐車場も確保できるから、ああ、仕事されたんやな、熊取町としては今の古いホールも建て替えなあかんから、こういうふうな形態にしたんやなというふうな住民の理解も得やすいん違いますか。やっぱり150台の南側の駐車場を、150台止まると言うていましたよね、そこの大体100台分ぐらいをこのホールで使うわけですよ。そこは少しアイデア出ししていろいろとやらないと、このままで向こう50年、60年というのは、やっぱりないかなとは思いますが。いろいろと交渉してほしいとは思いますが。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）駐車場の話は、議員おっしゃることもよく分かります。ただ、イベント時には確かに足らんかも分かれへんけれども、ふだん使いで考えたときに足りていないんかということ、そこのところはちょっといろいろと議論はさせていただく必要があるかなと思います。

新たに土地を購入したりとか、交換してというふうなところについては、現時点では考えてございません。そういうようなことになると、また費用のほうもかさんでくるという部分もありますので、一定駐車場については、四十数台分減少になるということで、そこについては何らかの形での検討は要るかなというふうには考えてございます。

50年後、60年後という話になりますけれども、そこのところは、また全体について当然調査のほう、あるいは老人福祉センター、先ほどお話しいただいた部分も踏まえまして、全体的な部分については、一定そこも含めて、現時点ではちょっとなかなか考えにくいところもございますので、そういうような形で若干の駐車場台数は減少しますが、そこはまたイベント時の対応については、いろんな方面からご意見もいただきながら考えたいなというふうに思っております。

以上でご理解ください。

議長（二見裕子君）矢野議員。

12番（矢野正憲君）ご理解しますよ、そしたら。だけれど、42台のやっぱり駐車場減は若干じゃないと思うけれどな。いろいろアイデア出ししていただいて、交渉しながら、ようなるようにしてください。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかに質疑ありませんね。

（「なし」の声あり）

これをもって、案件1、公民館・町民会館整備基本設計（素案）についての件を終了いたします。

議長（二見裕子君）以上で、本日の案件は終了いたしました。

そのほか、何か報告等があれば承ります。何かありませんか。

近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）それでは、私から1件、先ほどの表題につきまして報告いたします。

本日資料として提言書及び運用指針をお示ししておりますが、改定後の運用指針に基づき説明、報告いたしますので、該当ページをその都度、申し訳ございませんがご覧くださいますようお願いいたします。

まず、改定の趣旨につきましては、運用指針の1ページ下をご覧ください。

本町では、平成18年4月に指定管理者制度を導入し、同制度により多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応してまいりました。制度導入後15年が経過していることから、これまでの制度運用を検証し、公の施設の特性を踏まえた最適な管理運営を実現するため、運用指針を改定するものでございます。

なお、この改定は、本町の指定管理者制度の所管課である、私が所管しております企画経営課において行ったものでございます。

次に、改定の内容である随意選定の条件等について、改定後の運用指針7ページの上、（1）指

定管理者募集の基本的な考え方をご覧ください。

こちらにつきましては、随意選定が原則公募とする指定管理候補者の募集手続の例外的な手続であることを明示するため、ただし書の文章中に「例外として」という表現を追加しております。

また、続いて8ページ、9ページの(6)をご覧ください。

指定管理候補者を随意選定する場合の対応といたしまして、随意選定の対象となる公の施設を従来管理していた指定管理者の職員と施設利用者との関係が継続的かつ密接な社会福祉施設と例示することにより、随意選定手続の運用を限定的なものとするとともに、随意選定条件として3つの条件を明示しております。

9ページをご覧ください。①対象施設でございます。

提供されるサービスに専門性が求められ、施設の職員と施設利用者との関係が継続的かつ密接である施設であることを条件としており、具体的には、現時点では社会福祉施設でこの条件を満たす施設、こちらは学童保育所のみであると考えております。

2つ目の期間及び回数の制限でございます。

随意選定による指定期間を最初の随意選定から起算して通算10年以内とし、随意選定の回数を2回までという制限を設けております。この制限の趣旨につきましては、地方自治法の規定でございます。指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとするという規定がございます。これは指定管理者による管理が適切に行われていることを定期的に見直す機会を設ける趣旨でございます。こういった趣旨に鑑みまして、一定期間でその期間を区切る必要があるため、こういった条件を付したところでございます。

最後に、3つ目でございます。随意選定理由の公表ということで、随意選定の必要性、効果、効率性を十分に検証した上で、公募に比べ随意選定が高い説明責任を果たすことが求められることから、随意選定の理由をホームページなどで公表する、こういったものを条件としております。

続きまして、改定後の運用指針10ページをご覧ください。

10ページ上部の(5)でございます。同じく指定管理候補者を随意選定する場合の対応ということで、随意選定の場合にも公募と同様、管理の基準や業務の範囲、要求水準などを示した募集要項を定めるものとします。当該募集要項は、指定管理者選定委員会の審議を経て決定するものとしております。また、要求水準などにつきましては、随意選定理由に対する、こちらが高い説明責任が求められます。これを果たすためにも、公募する際の募集要項に比べ要求項目を増やすとともに、要求水準を高めるといった内容にしております。こちらの趣旨といたしましては、随意選定の場合でありましても、住民サービスの向上、効果的、効率的な運営が見込まれることの評価を客観的に行う必要があるためでございます。

続きまして、改定後の運用指針11ページをご覧ください。こちらの12番、指定管理者の監督についてでございます。

随意選定における指定管理者の監督手続といたしまして、(5)を追加しております。こちらは、随意選定により指定管理者が決定された施設の指定後の管理運営状況について、随意選定の理由である住民サービスの向上、そして、効果的かつ効率的な施設運営が行われているかを検証する必要があるためでございます。こういった観点から、随意選定により指定管理者が決定された施設に対する監督手続といたしまして、管理運営の水準を監視、評価する手続を加えるものとし、具体的な内容につきましては、募集要項にそれを明示するものでございます。

以上が運用指針の説明、報告になります。

最後に、口頭になりますが、参考としまして、先ほど例示いたしました社会福祉施設、学童保育所につきましては、令和3年度、今年度が指定管理者の更新年度となっております。今後の予定についてお伝えいたします。

まず、6月下旬でございます。学童保育所における選定手続の決定を行います。こちらは公募、または随意選定、いずれの手続を取るかの決定を6月下旬に行うものでございます。次に、7月中

旬に学童保育所指定管理者選定委員会における募集要項の審議を予定しております。そうしまして、8月上旬から11月下旬にかけて、指定管理者の申請書類などの提出、選定委員会でのプレゼンテーションと審査・選考、指定管理者の候補者の選定を行った上で、最終的に令和3年12月議会で学童保育所指定管理者の指定に係る議案の上程を予定しております。

以上で、私からの報告、説明を終わります。

議長（二見裕子君）ただいまの報告について質疑があれば承ります。質疑はありませんか。田中豊一議員。

1番（田中豊一君）丁寧な説明ありがとうございます。この資料で10ページなんですけれども、9番目に選定委員会に随意選定であってでも出して、そこでプレゼン等の手をやった上で、選定委員会のほうは選定して、それが町に報告されて、この9番のところに決定、指定については町長が行くと、こういうことで間違いないんですね。

議長（二見裕子君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）はい、その事務フローになっております。

議長（二見裕子君）ほかにありますか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）いろいろとしっかり検討していただいて見直しをされたのかと思いますが、9ページのところで期間及び回数制限ということで、随意選定の回数については2回までとしますということで、2回、そやから、最長10年ですよね。だから、随意選定で選ばれた事業者が10年経過した場合には、もう再び随意選定で選ばれるということはありませんと、2回目の随意選定を終えた後には公募によらなければならないという、そういう仕組みなんですよ。

議長（二見裕子君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）はい、そのとおりでございます。念のために申し添えますと、期間に関しましては、公募により選定された5年、そして、随意選定により最大2回の10年、都合15年間で最大ということをご理解賜りますようお願いいたします。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）最大15年と今おっしゃいましたけれども、それは最大15年たったら事業者を交代しないとイケないという、そういう意味なんですか。

議長（二見裕子君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）結果的にそういったことはあろうかと思いますが、これは公募の手続をもう一度取るということでございます。ですので、随意選定をしておいた事業者が再度公募に申請すると、応募をするという事は排除されるものではございません。

議長（二見裕子君）ほかにありますか。浦川議員。

3番（浦川佳浩君）先ほど今後のスケジュールもお話いただいたと思うんですが、6月下旬に公募を行って、その中からやるんですか。ちょっともう一度今後のスケジュールも言っていた方がいいですか。

議長（二見裕子君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）口頭で申し訳ございませんでした。

まず、6月下旬に関しましては、選定の手続を決定すると、これは町側で決定をする。その選択肢としましては、公募または随意選定ということで、選定手続を決めた後、公募の手続に入りますのは、少し後ろになるんですけれども、7月に一旦学童保育所選定委員会における募集要項の審議がございます。この募集要項の審議を経まして、8月上旬以降、指定管理者の申請書類などの提出を求めていくという流れになっております。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

よろしいですか。それでは、質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

議長（二見裕子君） それでは、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「15時19分」閉会）

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

二見裕子